

障がい福祉のしおり



<p>障がい者のための 国際シンボルマーク</p>	<p>ほじょ犬マーク</p>	<p>耳マーク</p>
<p>障がい者が利用できる建物、施設であることを明確に表すための世界共通のシンボルマークです。</p>	<p>身体障がい者補助犬同伴の啓発のためのマークです。</p>	<p>聞こえが不自由なことを表す、国内で使用されているマークです。</p>
<p>身体障がい者標識</p>	<p>聴覚障がい者標識</p>	<p>視覚障がい者のための 国際シンボルマーク</p>
<p>肢体不自由であることを理由に免許に条件を付されている方が運転する車に表示するマークです。</p>	<p>聴覚障がいであることを理由に免許に条件を付されている方が運転する車に表示するマークです。</p>	<p>世界盲人会連合で1984年に制定された視覚障がい者のための世界共通のマークです。</p>

出 水 市

令和5年度

このしおりの各項目に関し、問い合わせ先・担当窓口を特に記載していないものについては、下記へお問い合わせください。

出水市役所 福祉課 障害福祉係

〒899-0292

出水市緑町1番3号

電話 0996-63-4045

FAX 0996-63-4122

高尾野支所 総合市民課 市民福祉グループ

〒899-0492

出水市高尾野町大久保7番地

電話 0996-82-5422

FAX 0996-82-2399

野田支所 総合市民課 市民福祉グループ

〒899-0501

出水市野田町上名6034番地1

電話 0996-84-4814

FAX 0996-84-2150

○ **出水地区の相談窓口**

障がい者やその保護者を対象に、日常生活や障害福祉サービスの利用などについての相談を受けます。

名 称	住 所	電 話
出水市基幹相談支援センター集（つどい）	出水市麓町29番1号	68-1114
あいわの里支援センター	阿久根市脇本9185番地2	75-2401
出水市 福祉課	出水市緑町1番3号	63-4045
阿久根市 福祉課	阿久根市鶴見町200番地	73-1240
長島町 福祉事務所	出水郡長島町鷹巣1875番地1	86-1146

「障がい」の表記について

このしおりでは、法律名や定められた用語・組織名などの名称を除き、できるかぎり「障害」を「障がい」と表記することとします。

目次

ページ

障害福祉制度一覧表

1 障害者手帳	1
(1) 身体障害者手帳	1
(2) 療育手帳	2
(3) 精神障害者保健福祉手帳	3
2 医療費の給付・助成	4
(1) 自立支援医療費（更生医療・育成医療）	4
① 更生医療	4
② 育成医療	5
(2) 自立支援医療費（精神通院医療）	6
(3) 重度心身障害者医療費助成制度	7
(4) 後期高齢者医療制度	7
(5) 小児慢性特定疾病	8
(6) 特定疾患治療研究事業	8
(7) 難病にかかる「新たな医療費助成制度」	8
3 税金の控除・減免	9
(1) 所得税・市県民税（障害者控除）	9
(2) 非課税制度	9
(3) 自動車に関する税等の課税免除等	10～11
4 公共料金などの割引・助成	12
(1) 公共交通機関の割引	12
① JR運賃	12
② 肥薩おれんじ鉄道	13
③ その他の交通機関運賃	13
④ タクシー利用料助成	13
⑤ 有料道路	14
(2) NHK放送受信料の減免	15
(3) NTT番号案内	15
(4) 携帯電話基本使用料等	16
(5) 視覚障がい者用録音テープ等の郵便料	16
(6) 市の体育施設等の使用料	16

5 年金・手当等 17

(1) 障害基礎年金等	17
(2) 特別障害者手当・障害児福祉手当	17~19
(3) 特別児童扶養手当	20
(4) 心身障害者扶養共済	20

6 社会参加の促進 21

(1) 駐車禁止除外指定車の許可	21
(2) 鹿児島県身障者用駐車場利用証制度 (パーキングパーミット制度)	22~23
(3) 移動支援	24
(4) 意思疎通支援	24
(5) 自動車運転免許取得助成事業	24
(6) 自動車改造助成事業	24

7 用具等の給付 25

(1) 補装具	25~26
(2) 軽度・中等度難聴児補聴器購入費助成制度	26
(3) 日常生活用具	27~31
(4) 小児慢性特定疾患児日常生活用具給付事業	32

8 障がい福祉サービス等 33

(1) 対象者	33
(2) 申請に必要なもの	33
(3) サービス等の種類	34
① 障害福祉サービス・介護給付	34
② 障害福祉サービス・訓練等給付	35
③ 障害児通所支援	36
④ 相談支援	36
(4) 手続きの流れ	37~39
(5) 利用者負担額	40
(6) 障害福祉サービスと介護保険との関係	41

9 日常生活の支援 42

(1) 相談窓口等	42
① 基幹相談支援センター	42
② 障がい者相談員	42
③ その他の相談窓口	43
(2) 地域活動支援センター	44
(3) 更生訓練費給付	44
(4) 車イスの貸出（福祉機器貸与）	44
(5) 日中一時支援	44
(6) 福祉ホーム事業	45
(7) 大会等	45
(8) 奉仕員養成講座	45
(9) 点字・声の広報等発行事業	45
(10) 障害者等メディカルショートステイ助成事業	46
(11) 障害児等療育支援事業（鹿児島県の事業）	47

10 暮らしに役立つ情報 48

(1) 郵便による不在者投票	48
(2) メールマガジン	48
(3) 災害時要援護者避難支援制度	48

11 障がい者団体・施設 49

(1) 障がい者団体	49
(2) 出水地区の一般相談事業所	49
(3) 鹿児島県視聴覚障害者情報センター	49
(4) 鹿児島障害者職業能力開発校	49
(5) 出水地区障害福祉施設一覧	50～55

12 お知らせ 56

(1) 障害者虐待防止法について	56
(2) 障害者優先調達法について	57
(3) 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律 （通称：障害者差別解消法）	58
(4) 障害のある人もない人も共に生きる鹿児島づくり条例	59
(5) 成年後見制度について	60～61
(6) ヘルプマーク・ヘルプカードについて	62

○ 障害福祉制度一覧

障害の種別	制度 等級	2 医療費の給付・助成					3 税金の控除・減免				4 公共料金などの割引・助成							
		自立支援医療			重度心身障害者 医療費助成	後期高齢者 医療制度	所得税・市県民税 控除		自動車税 減免等		JR、おれんじ鉄道 運賃割引		タクシー 料金割引		(50%割引) バス運賃割引	国内航空券割引	有料道路割引	
		更生医療の 給付	育成医療の 給付	精神通院の 給付			特別障害者 控除	障害者控除	本人運転	生計同一者 運転	第一種	第二種	タクシー 利用券	一割引				
身体障害者手帳	視覚	1	○	○		○	○	○		△	△	○	○	○	○	○	○	△
		2	○	○		○	○	○		△	△	○	○	○	○	○	○	△
		3	○	○		△	○		○	△	△	○	○		○	○	○	△
		4	○	○					○	△	△	○	○		○	○	○	△
		5	○	○					○			○	○		○	○	○	△
		6	○	○					○			○	○		○	○	○	△
	聴覚・平衡	2	○	○		○	○	○		△	△	○	○	○	○	○	○	△
		3	○	○		△	○		○	△	△	○	○		○	○	○	△
		4	○	○					○			○	○		○	○	○	△
		6	○	○					○			○	○		○	○	○	△
	言語	3	○	○		△	○		○	△	△	○	○		○	○	○	△
		4	○	○			○		○			○	○		○	○	○	△
	肢体不自由	1	○	○		○	○	○		△	△	○	○	○	○	○	○	△
		2	○	○		○	○	○		△	△	○	○	○	○	○	○	△
		3	○	○		△	○		○	△	△	○	○		○	○	○	△
		4	○	○			△		○	△	△	○	○		○	○	○	△
		5	○	○					○	△	△	○	○		○	○	○	△
		6	○	○					○	△	△	○	○		○	○	○	△
	内臓障害	1	○	○		○	○	○		△	△	○	○	○	○	○	○	△
		2	○	○		○	○	○		△	△	○	○	○	○	○	○	△
3		○	○		△	○		○	△	△	○	○		○	○	○	△	
4		○	○					○			○	○		○	○	○	△	
療育手帳	A1				○	○	○			△	○	○	○	○	○	○	△	
	A2				○	○	○			△	○	○	○	○	○	○	△	
	B1				△			○			○	○		○	○	○		
	B2							○			○	○		○	○	○		
精神保健福祉手帳	1			○		○	○			△	※	※	○	○	△			
	2			○		○		○			※	※		○	△			
	3			○				○			※	※		○	△			
難病																		
事前の手続き	要	要	要	要	要	要	要	要	要	要			要				要	
年齢制限	18歳以上	18歳未満															12歳以上	
ページ	4	5	6	7	7	9			10		12~13		13		13	13	14	

○・・・概ね対象 △・・・状況により対象

※・・・肥薩おれんじ鉄道のみ対象

○ 障害福祉制度一覧

					5 年金・手当等				6 社会参加の促進							障害の種別			
NHK受信料		電話番号案内の免除	携帯電話基本使用料等	体育施設等の使用料	障害基礎年金	特別障害者手当	障害児福祉手当	特別児童扶養手当	心身障害者扶養共済事業	駐車禁止除外指定車の許可	パーキング	移動支援	手話通訳者等の派遣	自動車運転免許取得補助金	身体障害者自動車改造補助金			制度	等級
全額免除	半額免除															制度	等級		
△	△	○	○	△	手帳の障害程度とは必ずしも一致しません。詳しくは、市民生活課へ。	△	△	手帳の障害程度とは必ずしも一致しません。詳しくは、福祉課へ。	○	○	○	○	○	○			1	視覚	身体障害者手帳
△	△	○	○	△		△	△		○	○	○	○	○	○			2		
△	△	○	○	△					○	○	○	○	○	○			3		
△	△	○	○	△						△	○	○	○				4		
△	△	○	○	△								○	○				5		
△	△	○	○	△								○	○				6		
△	△		○	△		△	△		○	○			○	○			2	聴覚・平衡	
△	△		○	△		△			○	○			○	○			3		
△	△		○	△									○				4		
△	△		○	△									○				6		
△			○	△					○				○	○			3	言語音声	
△			○	△									○				4		
△	△	△	○	△		△	△		○	○	○	○			○	△	1	肢体不自由	
△	△	△	○	△		△	△		○	△	○				○	△	2		
△			○	△		△			○	△	△				○		3		
△			○	△						△	△						4		
△			○	△							△						5		
△			○	△							△						6		
△	△		○	△		△	△		○	○	○				○		1	内臓障害	
△	△		○	△		△			○	○	○				○		2		
△			○	△					○	○	○				○		3		
△			○	△													4		
△	△	○	○	△		△	△		○	○	○	○					A1	療育手帳	
△	△	○	○	△		△	△		○	○	○	○					A2		
△		○	○	△			○			○					B1				
△		○	○	△			○			○					B2				
△	△	○	○	△	△	△	△	○	○	○					1	精神保健福祉手帳			
△		○	○	△			△			○					2				
△		○	○	△						○					3				
										△						難病			
要	要	要	要		要	要	要	要	要	要	要	要	要	要	要	要	事前の手続き		
					20歳以上	20歳以上	20歳未満	20歳未満									年齢制限		
15	15	15	16	16	17	17~20			21	22	24					ページ			

○ 障害福祉制度一覽

障害の種別 等級		7 用具等の給付				8 障害福祉サービス等																														
		補装具	日常生活用具	住宅改修	小児慢性特定疾患児 日常生活用具	(ホームヘルプ等) 居宅介護等	(ショートステイ) 短期入所	(デイサービス) 生活介護	施設入所・ ケアホーム	(機能訓練) 自立訓練	(生活訓練) 自立訓練	就労移行/ 就労継続A・B	自立生活支援	グループホーム	児童発達支援	放課後等 デイサービス	訪問型児童発達支援	保育所等訪問	日中一時支援																	
身体障害者手帳	視覚	1	△	△		詳しくは、福祉課へ。	別途障害支援区分の認定を受ける必要があります。詳しくは福祉課へ。															△		△	△	△	△	△	△	△	△	△	△			
		2	△	△																		△		△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△
		3	△	△																		△		△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△
		4	△	△																		△		△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△
		5	△	△																		△		△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△
		6	△	△																		△		△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△
	聴覚・ 平衡	2	△	△																		△		△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△
		3	△	△																		△		△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△
		4	△	△																		△		△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△
		6	△	△																		△		△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△
	音声 言語	3	△	△																		△		△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△
		4	△	△																		△		△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△
	肢体不自由	1	△	△	△																	△		△		△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△
		2	△	△	△																	△		△		△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△
		3	△	△	△																	△		△		△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△
		4	△	△																		△		△		△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△
		5	△	△																		△		△		△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△
		6	△	△																		△		△		△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△
	内臓障害	1	△	△																		△		△		△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△
		2	△	△																		△		△		△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△
		3	△	△																		△		△		△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△
		4	△	△																		△		△		△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△
	療育手帳	A1		△																		△		△		△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△
		A2		△																		△		△		△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△
B1			△		△		△		△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△																	
B2			△		△		△		△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△																	
精神保健福祉手帳	1		△		△		△		△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△																	
	2		△		△		△		△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△																	
	3		△		△		△		△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△																	
難病		△	△	△	△		△		△	△	△	△	△	△	△	△	△	△																		
事前の手続き	要	要	要	要	要	要	要	要	要	要	要	要	要	要	要	要	要	要	要																	
年齢制限				18歳未満	18歳以上		18歳以上	18歳以上	18歳以上	18歳以上	18歳以上	18歳以上	18歳以上	18歳以上	未就学児	就学児	18歳未満	18歳未満																		
ページ	25	27	31	32	33～40															44																

○・・・概ね対象 △・・・状況により対象

1 障害者手帳

身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳は、各種の福祉制度を利用するために必要なものです。

(1) 身体障害者手帳

身体に障がいのある方が、各種サービスを受けるために必要な手帳です。障がいの程度により重い順に1級から6級までに認定され、鹿児島県知事が交付するものです。

【対象者】

視覚、聴覚、平衡機能、音声・言語機能、そしゃく機能、
肢体（上肢・下肢・体幹・脳原性運動機能）、心臓機能、腎臓機能、
呼吸器機能、肝臓機能、ぼうこう又は直腸機能、小腸機能、
免疫機能に永続する障がいのある方

【申請に必要なもの】

- 身体障害者手帳交付申請書※市役所に準備してあります。
- 身体障害者手帳診断書・意見書
様式は、市役所福祉課又は各支所総合市民課に準備してあります。
また、出水市ホームページからダウンロードできます。
- 写真1枚（縦4cm×横3cmで1年以内撮影のもの）
- マイナンバーカード又はマイナンバー通知書
- 申請書を提出される方の身分証明書（免許証など）
- 印鑑

【提出先】

市役所福祉課 又は 各支所総合市民課

【その他】

- ①15歳未満の児童は、保護者が代わって申請することとなっています。
- ②H1V感染による免疫機能障がいにかかる申請については、代理申請又は郵送による申請・交付が認められています。
- ③手帳の申請から交付までは約1か月から2か月程度かかります。

【手帳受領後に届出等が必要な場合と必要書類】

	必要書類
紛失又は破損したとき	再交付申請書・写真1枚
障がいの再認定又は障がい程度の変更・追加があるとき	再交付申請書・写真1枚 身体障害者手帳診断書・意見書
住所・氏名を変更したとき	変更届出書・身体障害者手帳
死亡されたとき	返還届出書・身体障害者手帳

※申請・届出書は市役所に準備してあります。

(2) 療育手帳

知的障がいのある方が、各種サービスを受けるために必要な手帳です。
障がいの程度によってA1（最重度）、A2（重度）、B1（中度）、B2（軽度）に認定され、鹿児島県知事が交付するものです。

【対象者】

鹿児島県北部児童相談所（鹿児島知的障害者更生相談所併設）で判定を受け、知的障がい児・者と判定された方

《問い合わせ先》

鹿児島県北部児童相談所（鹿児島知的障害者更生相談所併設）

住所 薩摩郡さつま町虎居704番地2

北薩地域振興局さつま庁舎本館2階

電話 0996-21-3150

【申請に必要なもの】

- 交付申請書※市役所に準備してあります。
- 写真1枚（縦4cm×横3cmで1年以内撮影のもの）
- 印鑑
- マイナンバーカード又はマイナンバー通知書

【提出先】 市役所福祉課 又は 各支所総合市民課

【申請方法】

鹿児島県北部児童相談所にて判定を受ける必要があります。

※判定日が決まっていますので、必ず上記問い合わせ先に予約が必要です。

⑥県による巡回相談は、出水市でも年4回実施されます。（要予約）

・18歳未満：5月、10月、2月

・18歳以上：7月

【手帳受領後に届出等が必要な場合と必要書類等】

	必要書類等
手帳に次の判定年月日が記載されているとき	次の判定年月日までに鹿児島県北部児童相談所で判定を受けてください。 必要書類：療育手帳
紛失又は破損したとき	再交付申請書、写真1枚
住所・氏名・保護者を変更したとき	変更届出書、療育手帳
死亡されたとき	返還届出書、療育手帳

※申請・届出書は市役所に準備してあります。

(3) 精神障害者保健福祉手帳

精神に障がいのある方が、各種サービスを受けるために必要な手帳です。障がいの程度により1級から3級に認定され、鹿児島県知事が交付します。有効期間が2年であるため、更新手続きが必要となります。

【対象者】

精神疾患を有する方のうち、精神障がいのため長期にわたり日常生活又は社会生活への制約がある方

統合失調症、そううつ病、てんかん、中毒性精神病、器質性精神病及びその他の精神疾患のすべてと発達障がい、高次脳機能障がい対象となります。

⑨知的障がいは、療育手帳となります。

【申請に必要なもの】

《診断書申請の場合》

- 障害者手帳申請書 ※市役所に準備してあります。
- 写真1枚（縦4cm×横3cmで1年以内撮影のもの）
- マイナンバーカード又はマイナンバー通知書
- 申請書を提出される方の身分証明書（免許証など）
- 印鑑
- 診断書（精神障害者保健福祉手帳用） ※市役所に準備してあります。
- ⑨初診から6ヶ月経過した日以降の診断書に限ります。

《精神障がいを理由に受給している障害年金証書の写しによる申請の場合》

- 障害者手帳申請書 ※市役所に準備してあります。
- 写真1枚（縦4cm×横3cmで1年以内撮影のもの）
- マイナンバーカード又はマイナンバー通知書
- 申請書を提出される方の身分証明書（免許証など）
- 印鑑
- 同意書 ※市役所に準備してあります。
- 障害年金証書
- 障害年金・給付金が現に支払われていることを証明するもの
（例：障害年金払込通知書、障害年金振込通知書、通帳など）

【提出先】

市役所福祉課 又は 各支所総合市民課

【手帳受領後に届出等が必要な場合と必要書類】

	必要書類
2年ごとの更新 （有効期限満了の3ヶ月前から申請できます。）	精神障害者保健福祉手帳 新規申請の場合と同じ※写真は必要ありません。
紛失又は破損したとき	再交付申請書、写真1枚、印鑑
住所・氏名を変更したとき	変更届出書、精神障害者保健福祉手帳、印鑑
死亡されたとき	死亡届出書、精神障害者保健福祉手帳

※申請・届出書は市役所に準備してあります。

2 医療費の給付・助成

(1) 自立支援医療（更生医療・育成医療）

障がいの軽減や回復させるために必要な医療を受ける場合に、医療費の一部を公費で負担します。

① 更生医療（18歳以上）

身体に障がいのある方に対し、障がい除去又は軽減し、日常生活能力や職業能力の回復又は獲得（更生）を得るために必要な医療の給付を行います。

【対象者】

18歳以上の身体障害者手帳所持者で、医療により障がい軽減又は機能の維持が保たれるなどの効果が期待でき、身体障害者更生相談所の判定の結果、必要と認められた方

【主な医療内容】

角膜手術、人工内耳手術、人工喉頭手術、人工関節手術、心臓手術、人工透析、小腸手術、抗HIV療法、肝臓移植術後の抗免疫療法

【所得制限】

一定所得以上の世帯に属する方で高額治療継続者（「重度かつ継続」）に該当しない場合は、公費負担対象外となります。

【負担費用】

原則として医療費の1割負担

※世帯の所得水準に応じて、1月あたりの負担に上限額を設定します。

【申請に必要なもの】

- 自立支援医療費支給認定申請書※市役所に準備してあります。
- 同意書※市役所に準備してあります。
- 身体障害者手帳
- 意見書（指定医療機関作成のもの）※病院・市役所に準備してあります。
- 健康保険証 ○特定疾病療養受療証
- 年金振込通知書又は年金額のわかるもの※市町村民税非課税の方のみ
- マイナンバーカード又はマイナンバー通知書
- 申請書を提出される方の身分証明書（免許証など） ○印鑑

【提出先】

市役所福祉課 又は 各支所総合市民課

【その他】

障害者手帳を持っていない方でも、緊急手術（「緊急手術を要する心臓機能障がい」、「直ちに人工透析・腹膜透析を実施しなければならない腎臓機能障がい」、「緊急に医療開始が必要な免疫機能障がい」）の場合は、身体障害者手帳の交付申請と同時に申請することもできます。

② 育成医療（18歳未満）

身体に障がいのある児童に対し、指定医療機関において生活の能力を得るために必要な医療（治療用装具を含む）の給付を行います。

【対象者】

保護者が出水市に住所を有する18歳未満の児童で、身体に障がいがある児童、又は現存する疾患を放置すると将来において障がいを残すと認められる児童であって、その身体障がいを除去、軽減する手術等の治療によって確実に効果が期待できる者

【対象となる障がいの範囲】

視覚障がい、聴覚・平衡機能障がい、音声・言語・そしゃく機能障がい、肢体不自由、心臓・腎臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸・肝臓の機能障がい、その他の内臓機能障がい、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障がい

【主な治療内容】

先天性股関節脱臼、斜視、外耳奇形口蓋裂、心室中隔欠損症、慢性腎不全、肛門閉鎖等に関する医療など

【所得制限】

一定所得以上の世帯に属する児童で高額治療継続者（「重度かつ継続」）に該当しない場合は、公費負担対象外となります。

【負担費用】

原則として医療費の1割負担

※世帯の所得水準に応じて、1月あたりの負担に上限額を設定します。

【申請に必要なもの】

- 自立支援医療費支給認定申請書※市役所に準備してあります。
- 同意書※市役所に準備してあります。
- 意見書（指定医療機関作成のもの）※病院・市役所に準備してあります。
- 健康保険証
- マイナンバーカード又はマイナンバー通知書
- 申請書を提出される方の身分証明書（免許証など）
- 印鑑

【提出先】

市役所福祉課 又は 各支所総合市民課

③ 自立支援医療（精神通院医療）

精神疾患のため継続的な通院医療が必要な方に対し、医療費の一部を公費で負担します。

【対象者】

精神疾患の治療のために継続的な通院治療を受けている方

【有効期間】

1年間（毎年更新手続きが必要です）

【負担費用】

原則として医療費の1割負担

※世帯の所得水準に応じて、1月あたりの負担に上限額を設定します。

【更新申請】

2年に1度診断書の提出が必要です。有効期限の3か月前から手続きができます。例：7月31日までの場合、5月1日から申請可能です。

【所得制限】

一定所得以上の世帯に属する方で高額治療継続者（「重度かつ継続」）に該当しない場合は、公費負担対象外となります。

④世帯の範囲：受給者と同じ医療保険に加入している家族全員分

【申請に必要なもの】

- 自立支援医療費支給認定申請書※市役所に準備してあります。
- 同意書※市役所に準備してあります。
- 診断書※病院・市役所に準備してあります。
- 健康保険証 ○「重度かつ継続」の意見書
- 年金振込通知書又は年金額のわかるもの※市町村民税非課税の方のみ
- マイナンバーカード又はマイナンバー通知書
- 申請書を提出される方の身分証明書（免許証など） ○印鑑

【提出先】

市役所福祉課 又は 各支所総合市民課

(3) 重度心身障害者医療費助成

病院などで受診した時の医療費(保険診療分)の自己負担額を助成します。

ただし、入院時の食費負担、生活療養費負担(標準負担額)、予防接種等は、自己負担となります。

対象者	<ul style="list-style-type: none"> ① 身体障害者手帳1・2級の方 ② 身体障害者手帳3級であり、かつ、療育手帳B1の方 ③ 療育手帳A1・A2の方 ④ 療育手帳B1で知能指数が35以下と判定された方
申請方法	<p>(資格登録)</p> <p>保険証、預金通帳の写し、印鑑を持参のうえ、福祉課又は各支所で手続きを行ってください。</p> <p>(助成に関する手続き)</p> <p>所定の申請書に医療機関からの領収書を添付、又は証明を受けて福祉課へ提出してください。(支所でも可)</p> <p>提出の翌月に登録した本人名義の預金口座に振り込みます。</p> <p>※ 申請期限は、診療月の翌月から起算して2年以内です。</p> <p>※ 振込口座が<u>ゆうちょ銀行</u>の場合、<u>振込用の店名・預金種目・口座番号</u>が必要です。</p>

(4) 後期高齢者医療制度

後期高齢者医療制度は75歳以上の方が対象ですが、65歳から74歳の方で一定の障がいがある方は、申請により、後期高齢者医療制度の被保険者となることができます。

対象者	<ul style="list-style-type: none"> ① 身体障害者手帳1～3級・4級の一部(※)をお持ちの方 ※4級の一部とは、次のいずれかに該当される方 <ul style="list-style-type: none"> ・音声・言語・そしゃく機能障がい4級 ・下肢機能障がい4級の <ul style="list-style-type: none"> 1号(両下肢のすべての指を欠くもの) 3号(1下肢を下腿の2分の1以上で欠くもの) 4号(1下肢の機能の著しい障がい) ② 療育手帳A1・A2の方 ③ 精神障害者保健福祉手帳1級・2級の方
担当窓口	市役所市民生活課 保険年金係 電話 63-4041

(5) 小児慢性特定疾病

小児期における慢性疾病のうち、特定の疾病について医療費の自己負担分の一部を補助するものです。

対象者	18歳未満で次の疾患をお持ちの方（16疾患群） 悪性新生物、慢性腎疾患、慢性呼吸器疾患、慢性心疾患、 内分泌疾患、膠原病、糖尿病、先天性代謝異常、血液疾患、 免疫疾患、神経・筋疾患、慢性消化器疾患、染色体又は遺伝子 に変化を伴う症候群、皮膚疾患群、骨系統疾患、脈管系 疾患
問い合わせ先	出水保健所 電話 62-1636

(6) 特定疾患治療研究事業

難病のうち、国の指定する特定疾患について、医療費の自己負担分の一部を補助するものです。

対象者	国が「特定疾患治療研究事業」の対象としている疾患 （4疾患）をお持ちの方 スモン、プリオン病のうちヒト由来乾燥硬膜移植によるク ロイツフェルト・ヤコブ病、難治性肝炎のうち劇症肝炎、 重症急性膵炎
問い合わせ先	出水保健所 電話 62-1636

(7) 難病にかかる「新たな医療費助成制度」

平成27年1月から「難病の患者に対する医療等に関する法律」が施行され、難病の方への新たな医療費助成制度が始まり、医療費助成制度の対象となる疾病（指定難病）が拡大されました。

令和3年11月1日時点での指定難病…338

問い合わせ先	出水保健所 電話 62-1636
--------	------------------

3 税金の控除・減免

(1) 所得税・市県民税（障害者控除等）

手帳所持者が、納税者自身又は同一生計配偶者や扶養親族である場合に、次のとおり所得税と市県民税の控除が受けられます。

また、障がい者が相続により財産を取得する場合、手帳の等級に応じて控除が受けられます。

	控除額	対象者
障害者控除	所得税 27万円 市県民税 26万円	身体障害者手帳3～6級 療育手帳B1、B2 精神障害者保健福祉手帳2級、3級
特別障害者控除	所得税 40万円 市県民税 30万円	身体障害者手帳1、2級 療育手帳A1、A2 精神障害者保健福祉手帳1級
その他	個人事業税 非課税	重度の視力障がいのある方（失明又は両眼の視力が0.06以下の視力障がいのある方）があんま、はり、灸、マッサージ等に関する事業を行う場合
	相続税 ※控除額は税務署にお問い合わせください。	障がい者が相続により財産を取得した場合

【問い合わせ先】

《所得税・相続税》出水税務署	電話 62-0200
《個人事業税》北薩地域振興局県税課	電話 0996-25-5202
《市県民税》市役所税務課	電話 63-4031

(2) 非課税制度

① 贈与税

特別障がい者に対する一定の贈与については、非課税となります。

【問い合わせ先】

出水税務署 電話 62-0200

② 預金利子

マル優、特別マル優、郵便貯金の利子非課税制度を利用できます。

【問い合わせ先】

ご利用している各金融機関にお問い合わせください。

(3) 自動車に関する税等の課税免除等

手帳所持者で一定の要件に該当する場合、自動車税、軽自動車税、自動車取得税の減免が受けられます。

○対象者

		運 転 者		車の名義	
		本 人	生計同一者		
身 体 障 が い 者	視覚障がい	1～3級、4級の1		障がい者本人（ただし、本人が18歳未満の場合は生計同一者の名義でも可）	
	聴覚障がい	2～3級			
	平衡機能	3級			
	音声機能	3級（喉頭摘出者に限る）			
	上肢不自由	1級、2級の1及び2級の2 （全指の機能全廃は該当しません）			
	下肢不自由	1～6級	1～2級、3級の1 1～6級かつ異なる部位との障がい等級の合算判定が2級以上		
	体幹不自由	1～3級、 5級	1～3級		
	乳幼児期以前の非進行性脳病変による運動機能障がい	上肢機能	1～2級 （一上肢にのみ障がいがある場合を除く）		
		移動機能	1～6級		1～3級 （一下肢にのみ障がいがある場合を除く）
	心臓機能、腎臓機能 呼吸器機能、膀胱直腸機能、小腸機能		1級、3級		
免疫、肝臓機能		1～3級			
知的障がい者		療育手帳A1、A2		本人または生計同一者	
精神障がい者		精神障害者保健福祉手帳1級			

※2つ以上障がいがある場合は、それぞれの障がいの等級により判定されます。

○自動車税課税免除等上限額

環境性能割（旧：取得税） 75,000円（軽自動車 50,000円）
種別割（旧：自動車税） 51,700円（軽自動車 12,900円）

※上限額を超える差額は、自己負担となります。

【登録できる台数】

障がいのある方1人につき1台

【対象となる範囲】

- ① 障がいのある方が運転する車
- ② 生計同一者又は常時介護者が専ら障がい者の通院・通学・通所・通勤・生業のために利用する車

《生計同一者》

同一住所に居住している方で、月 1 回以上の通院等が必要です。

《常時介護者》

単身又は世帯員全員が障がい者である方を、通院等のために継続的(1年以上)かつ日常的(週 3 回以上)に利用する必要があります。

【手続きに必要なもの】(市税務課、北薩地域振興局県税課に提出する書類)

《本人が運転する場合》

- ① 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳
- ② 車検証
- ③ 運転者の運転免許証

《生計同一者・常時介護者が運転する場合》

上記の《本人が運転する場合》の①～③に加え

- ④ 生計同一証明書・常時介護証明書 (市福祉課で発行します。)



◎生計同一証明書・常時介護証明書に必要なもの(市福祉課に提出する書類)

- ① 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳
- ② 車検証
※新車購入の場合は、必要ありません。
※中古車を購入する場合、車台番号がわかる書類が必要です。
- ③ 運転者の運転免許証
- ④ 通院・通学・通所・通勤証明書※市役所に準備してあります。
- ⑤ 申立書※市役所に準備してあります。
- ⑥ 印鑑

【問い合わせ先】

《軽自動車》市役所税務課 課税係 電話 63-4031

《普通車》北薩地域振興局 県税課

電話 0996-25-5202(代表)

4 公共料金などの割引・助成

(1) 公共交通機関

①JR 運賃

身体障害者手帳又は療育手帳所持者等は、JRの経営する鉄道、航路及びバスの運賃が次のとおり割引されます。

なお、表中の「第1種」「第2種」は、手帳の旅客鉄道株式会社旅客運賃減額欄に記載されています。

<対象者>

○ 第1種

対 象	種 類	割引率	備 考
本人（単独時）	普通乗車券	50%	片道100kmを超える場合のみ （バスは距離制限なし）
本人 （介護者同伴） 及び 介護者1名	普通乗車券	50%	距離制限なし
	定期乗車券		
	回数乗車券		
	普通急行券		
	バス定期券	30%	

○ 第2種

対 象	種 類	割引率	備 考
本人（単独時）	普通乗車券	50%	片道100kmを超える場合のみ バスは距離制限なし
12歳未満の 障がい児及び 介護者1名	定期乗車券	50%	定期券利用の場合のみ
	バス定期券	30%	

<利用方法>

乗車券等を購入されるときに、駅の窓口で身体障害者手帳又は療育手帳を提示してください。（※手帳再交付時などに発行する証明書等では受け付けません。必ず手帳の原本を提示してください。）

<問い合わせ先>

JR九州 案内センター 0570-04-1717

②肥薩おれんじ鉄道

身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳所持者は、運賃が次のとおり割引されます。

対象		条件	割引率
第1種	単独でご利用になる場合	100km以内	割引なし
		100kmを超える	5割引
	介護人1名同伴する場合	乗車距離の条件なし	各5割引
第2種	単独でご利用になる場合	100km以内	割引なし
		100kmを超える	5割引
	※介護者の割引はありません。		

〈問い合わせ先〉 肥薩おれんじ鉄道 0996-63-6860

③その他の交通機関運賃

JR、肥薩おれんじ鉄道以外の交通機関でも、次のとおり割引があります。
 なお、表中の「第1種」「第2種」は、手帳の旅客鉄道株式会社旅客運賃減額欄に記載されています。

交通機関	割引率	割引対象者	手続方法等
バス	50%	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳所持者 第1種障がい者と同乗する介護人	乗務員に手帳を呈示してください
タクシー	10%	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳所持者	
国内航空	不定	12歳以上の身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳所持者 12歳以上の第1種障がい者と同乗する介護人	航空券販売窓口で手帳を呈示してください 〔割引率は、事業者・路線・時期等で異なります〕

④タクシー利用料助成（市単独事業）

重度の心身障がい者（児）が、外出のためにタクシーを利用する場合に、年間6,000円分（500円×12枚）を限度として、タクシー利用券を交付します。

対象者 ※在宅の方	① 身体障害者手帳1・2級の方 ② 療育手帳A1・A2の方 ③ 精神障害者保健福祉手帳1級の方
申請方法	手帳と印鑑を持参のうえ、福祉課又は各支所で申請してください。

⑤有料道路

身体障害者手帳又は重度(A1・A2)の療育手帳所持者は、有料道路料金の割引があります。割引を受けるためには事前に登録が必要です。

また、有効期間が2年のため、2年毎に更新が必要です。

※更新申請は有効期限の2か月前からできます。

【割引率】

50% (各時間帯割引の条件を満たす場合でも、時間帯割引と重複して適用されません。)

【対象者】

- ① 身体障害者手帳をお持ちの方が自ら運転する場合
- ② 手帳の旅客鉄道株式会社旅客運賃減額欄に「第1種」と記載されている身体障害者手帳所持者又は A1・A2 の療育手帳所持者が乗車し、その移動のため介助者が運転する場合

【対象自動車の範囲】

障がい者1人につき1台を事前に登録できます。

本人又は本人の親族等名義のもので、業務用以外の乗用自動車・ライトバン・身障者輸送車両等

※ 自動車を事前に登録されない場合でも、要件を満たす自動車が割引の対象となります。

【申請に必要なもの】

《ETCを利用しない場合》

- ① 身体障害者手帳又は療育手帳
- ② 車検証（自動車を事前登録する場合）
- ③ 運転免許証（障がい者本人が運転する場合）
- ④ 有料道路障害者割引申請書※市役所に準備してあります。

《ETCを利用する場合》

上記の①～④に加え、

- ⑤ ETCカード（原則、障がい者本人名義のもの）

⑥ 18歳未満の重度障がい者（身体障害者手帳の第1種又は療育手帳A1・A2）の割引利用の場合に限り、親権者又は法定後見人名義のETCカードも対象となります。

- ⑥ ETC管理番号の確認できるもの（ETC車載器セットアップ証明書等）

※ ETCを利用する場合は、必ず自動車の事前登録が必要です。

※ ETCを利用する場合は、オンラインによる申請もできます。

【申請方法】

必要書類を持って、福祉課又は各支所総合市民課で手続きしてください。ETCを利用する場合は、証明書を発行しますので、有料道路事業所に送付してください。※登録には3週間程度かかります。

【問い合わせ先】

有料道路ETC割引登録係	電話	045-477-1233
市役所福祉課 障害福祉係	電話	63-4045

(2) NHK 放送受信料の減免

次の事項に該当する方は、NHK放送受信料（BS も含む）の全額免除又は半額免除を受けることができます。

全額免除	半額免除（世帯主が①・②の場合）
障害者手帳をお持ちで、同じ家に住んでいる方 全員が市民税非課税の場合	① 視覚・聴覚障がい者が世帯主で、受信契約者の場合 ② 身体障害者手帳（1級又は2級）、療育手帳（A1・A2）、精神障害者保健福祉手帳（1級）をお持ちの方が世帯主で、受信契約者の場合

<手続き方法>

福祉課発行の証明書をNHKに提出してください。

<問い合わせ・書類提出先>

〒892-8603 鹿児島市本港新町4-6

NHK鹿児島放送局

電話 0570-077-077

(3) NTT番号案内

電話帳利用が困難な視覚・上肢等に障がいのある方、知的又は精神障がいのある方は、NTTの番号案内（104）が無料で利用できます。

対象者	① 身体障害者手帳所持者のうち、次の障がいがある方 ◎視覚障がい 1～6級 ◎肢体不自由者1・2級のうち、上肢、体幹又は乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障がいの方 ◎聴覚障がい 2～4, 6級 ◎音声、言語またはそしゃく機能障がい 3, 4級 ② 療育手帳所持者 ③ 精神障害者保健福祉手帳所持者
手続方法	フリーダイヤル 0120-104174 に電話し、暗証番号等を登録する。
問い合わせ先	NTT西日本 0120-104174

(4) 携帯電話基本使用料等

次の対象者は、携帯電話基本使用料等の割引があります。

対象者	身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳のいずれかの所持者
事業者	株式会社 NTT ドコモ、 KDDI 株式会社 (au 携帯電話)、ソフトバンクモバイル株式会社 等
割引	割引サービスは携帯電話会社各社で異なります。
手続	携帯電話会社 各支店窓口等にお尋ねください。

(5) 視覚障がい者用録音テープ等の郵便料

広報いずみをカセットテープに録音して、希望者にお届けしています。

希望される場合は、福祉課にご連絡ください。

なお、郵送する録音テープ等の郵便料は、無料となります。

担当窓口	市役所福祉課 障害福祉係 電話 63-4045
------	-------------------------

(6) 市の体育施設等の使用料

次の体育施設等で使用料等が5割減額又は全額免除されます。

対象者	身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳の所持者	身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳及びその介助者1人
施設	マルマエスポーツセンター出水(総合体育館)、市民プール、総合武道館、出水弓道場、出水屋内ゲートボール場、陸上競技場、ブルーチップスタジアム(野球場)、庭球場、野外ステージ、総合運動公園多目的広場、西出水運動公園、出水運動公園、米ノ津運動公園、加紫久利公園、荘運動場、高尾野運動場、高尾野武道館、高尾野体育館、高尾野きらめきドーム、高尾野工業団地運動場、高尾野多目的運動場、江内体育館、江内運動広場、野田体育館、野田武道館、野田弓道場、野田運動場	出水市ツル博物館 クレインパークいずみ 出水市ツル観察センター 出水麓歴史館
手続	各施設の使用申請の際、施設管理者にご相談ください。	入館の際に手帳を呈示してください。
減額・免除	本市市民に限り5割減額	全額免除(入館料)

5 年金・手当等

(1) 障害基礎年金等

初診日（障がいの原因となった病気やけがについて、医師又は歯科医師の診療を受けた日）において、公的年金（※）に加入している方又は公的年金に加入していない20歳未満や日本国内に住所のある60歳以上65歳未満の方で、その病気やけがで障がいの状態になったとき、いずれも一定要件を満たす場合に障害基礎年金等が支給されます。

なお、初診日において国民年金以外の公的年金（厚生年金等）に加入中の方は、障害年金の種類や金額等が異なりますので、詳しくはお問い合わせください。

※公的年金：国民年金、厚生年金、共済年金等

年金額	障害基礎年金 （年額）R5年度 1級 993,750円 2級 795,000円 ※障害年金の等級は、各種障害者手帳の等級とは異なります。
問い合わせ先	市役所市民生活課 保険年金係 電話 63-4041 川内年金事務所 電話 0996-22-5276(代表)

(2) 特別障害者手当・障害児福祉手当

身体又は精神に重度の障がいがあるため、日常において常時の介護を必要とする方に、手当を支給します。（所得制限及び在宅等の要件があります。）

※障害認定の公正を期すため、有期認定があります。（約2～3年）

	特別障害者手当 （20歳以上）	障害児福祉手当 （20歳未満）
手当額（R4）	月額27,980円	月額15,220円
手当支給日	5月、8月、11月、2月の各10日 (2～4月分)、(5～7月分)、(8～10月分)、(11～1月分)	
担当窓口	市役所福祉課 障害福祉係 電話 63-4045	

◎特別障害者手当

20歳以上で、身体又は精神に著しく重度の障害の状態にあるため、日常生活において常時特別の介護を必要とする在宅の方に手当を支給します。

【対象者】

次の①から⑦の障害が2つ以上あるか、それと同程度以上の状態の方

①	両眼の視力の和が0.04以下のもの
②	両耳の聴力レベルが100デシベル以上のもの
③	両上肢の機能に著しい障害を有するもの又は両上肢の全ての指を欠くもの若しくは両上肢の全ての指の機能に著しい障害を有するもの
④	両下肢の機能に著しい障害を有するもの又は両下肢を足関節以上で欠くもの
⑤	体幹の機能に座っていることができない程度又は立ち上がることができない程度の障害を有するもの
⑥	前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの
⑦	精神の障害であって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの

【支給制限】

次の場合には手当が受けられません。

- ・ 障害者支援施設、老人福祉施設等に入所している
- ・ 病院等に継続して3か月を超えて入院している
- ・ 受給資格者またはその配偶者もしくは扶養義務者の前年の所得が一定額以上あるとき（受給資格者の所得には、非課税である障害基礎年金等を含む）

【申請に必要なもの】

- 身体障害者手帳・療育手帳（お持ちの方のみ）
- 預金通帳の写し（本人名義）
- 特別障害者手当認定診断書
- 年金受給者の方は証書（本人のみ）
- 個人番号がわかるもの（マイナンバーカード等）
- 印鑑

◎障害児福祉手当

20歳未満で、身体又は精神に著しく重度の障害の状態にあるため、日常生活において常時特別の介護を必要とする在宅の方に手当を支給します。

【対象者】

次の①から⑩の障害いずれかに該当する方

①	両眼の視力の和が0.02以下のもの
②	両耳の聴力が補聴器を用いても音声を識別することができない程度のもの
③	両上肢の機能に著しい障害を有するもの
④	両上肢のすべての指を欠くもの
⑤	両下肢の用を全く廃したもの
⑥	両大腿を2分の1以上失ったもの
⑦	体幹の機能に座っていることができない程度の障害を有するもの
⑧	前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの
⑨	精神の障害であって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの
⑩	身体の機能の障害若しくは病状又は精神の障害が重複する場合であって、その状態が前各号と同程度以上と認められる程度のもの

【支給制限】

次の場合には手当が受けられません。

- ・障害児施設に入所している
- ・障害を支給事由とする公的年金を受けている
- ・受給資格者またはその配偶者もしくは扶養義務者の前年の所得が一定額以上あるとき

【申請に必要なもの】

- 身体障害者手帳・療育手帳（お持ちの方のみ）
- 預金通帳の写し（本人名義）
- 障害児福祉手当認定診断書
- 個人番号がわかるもの（マイナンバーカード等）
- 印鑑

(3) 特別児童扶養手当

20歳未満の身体又は精神に中度又は重度の障がいのある児童を養育している父母あるいは父母に代わって児童を養育している方に対し、鹿児島県が決定し、手当を支給します。(所得制限及び同居等の要件があります。)

手当額 (R4)	1級(重度)月額53,700円 2級(中度)月額35,760円
手当支給日	4月、 8月、 11月 の各11日 (12~3月分)、(4~7月分)、(8~11月分)
申請に必要なもの	<ul style="list-style-type: none"> ・請求者と対象児童の戸籍謄本 ・対象児童の身体障害者手帳又は療育手帳 ※交付を受けていない場合は必要ありません。 ・診断書(市役所に準備してあります) ・振込口座申出書(市役所に準備してあります) ・通帳の写し ・マイナンバーカード又はマイナンバー通知書 ・身分証明書(免許証等) ・印鑑
担当窓口	市役所福祉課 障害福祉係 電話 63-4045

(4) 心身障害者扶養共済

障がい者の保護者が加入できる共済です。保護者が死亡したり、重度障がいになったときに、残された障がい者に年金が支給されます。

対象者	次の①から③までのいずれかの障がい者を扶養している、65歳未満の保護者(4月1日現在) ① 療育手帳所持者 ② 身体障害者手帳1~3級の方 ③ ①又は②と同程度の障がいを持つ方
年金額	1口加入者 月額2万円 2口加入者 月額4万円
掛金	加入者の年齢に応じて月額9,300円~23,300円 (世帯の所得状況により減額される場合があります)
担当窓口	市役所福祉課 障害福祉係 電話 63-4045

6 社会参加の促進

(1) 駐車禁止除外指定車の許可

次の等級の身体障害者手帳又は療育手帳所持者自身が車を運転する場合、又はこれらの障がい者を同乗させて運転される家族については、駐車禁止、駐車時間制限の対象から除外されます。(ただし、これらの障がい者は自力で歩行が困難な方。対象者1人あたり1台に限る。3年ごとの更新が必要)

障がいの区分		障がいの級別
身 体 障 が い 者	視覚障がい	1級から4級の1
	聴覚障がい	2級及び3級
	平衡機能障がい	3級
	上肢不自由	1級から2級の2
	下肢不自由	1級から4級
	体幹不自由	1級から3級
	乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障がい	上肢機能：1級及び2級(1上肢のみに運動機能障がいがある場合を除く)
		移動機能：1級及び2級
	ぼうこう又は直腸の機能障がい	1級から4級
心臓機能障がい、じん臓機能障がい、呼吸器機能障がい、小腸機能障がい、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障がい、肝臓機能障がい	1級から3級	
知的障がい者		A、A1、A2
精神障がい者		1級
色素性乾皮症の患者		—
必要書類等	障害者手帳、運転者の免許証、車検証、印鑑	
問い合わせ先	出水警察署 電話 62-0110	

(2) 鹿児島県身障者用駐車場利用証制度

(パーキングパーミット制度)

公共施設や店舗などさまざまな施設に設置されている身障者用駐車場を適正にご利用いただくため、身体障がい者・知的障がい者・精神障がい者・高齢者・難病患者・妊産婦・けが人のうち歩行が困難と認められる方に対して、県内共通の「身障者用駐車場利用証」を交付することで、本当に必要な方のための駐車スペースの確保を図る制度です。

【対象者】

障がい区分		対象等級
身 体 障 が い 者	視覚障がい	4級以上
	平衡機能障がい	3級以上
	聴覚障がい、音声機能、言語機能 又はそしゃく機能の障がい害	(該当なし)
	上肢不自由	2級以上
	下肢不自由	6級以上
	体幹不自由	3級以上
	乳幼児期以前の非進行性の脳 病変による運動機能障がい	上肢機能：2級以上 移動機能：3級以上
心臓機能障がい、じん臓機能障がい、 呼吸器機能障がい、膀胱又は 直腸の機能障がい、小腸機能障がい、 ヒト免疫不全ウイルスによる 免疫機能障がい、肝臓機能障がい	3級以上	
知的障がい者	A、A1、A2	
精神障がい者	1級	
高齢者	要介護状態区分で「要介護2」以上	
難病患者	特定疾患医療受給者証又は特定医療 費（指定難病）受給者証所持者	
妊産婦	妊娠7ヶ月～産後3ヶ月の方	
けが人	車いす、杖等が必要と診断された方 (ただし、利用証の有効期間は車い す、杖等の使用期間になります。)	

【申請手続】

所定の申請書（市福祉課、各支所総合市民課、市保健センターに準備してあります。）に必要事項を記入し、手帳等のコピーと切手（140円）を同封のうえ、下記の申込先に送付してください。

【その他】

緑色と赤色の利用証については、5年ごとに更新が必要です。

更新は、所定の申請書に必要事項を記入し、手帳等のコピーと切手（84円）を同封のうえ、下記の申込先に送付してください。

【身障者用駐車場利用証】

（車内のルームミラーにかけるなど、外側から見えやすいように表示する）



（緑色）

障がいのある方
高齢の方
難病患者の方

【有効期間：5年間】



（赤色）

車いすを
常時利用
される方

【有効期間：5年間】



（オレンジ色）

一時的に歩行が困難な方
（妊産婦・けがをしている方等）

【有効期間：1年未満】

【身障者用駐車場利用証を利用できる場所】

次のステッカーが表示されている駐車場で使用できます。



【問い合わせ先・申込先】

北薩地域振興局地域保健福祉課	薩摩川内市隈之城町228-1
	電話 0996-23-3166
ハートピアかごしま	鹿児島市小野1-1-1
	電話 099-220-5165
県庁 障害福祉課	鹿児島市鴨池新町10-1
	電話 099-286-2746

(3) 移動支援

社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等の社会参加のための外出を支援します。ただし、通学・通勤・通院のような通年のものに対しては利用できません。事前に支給決定を受ける必要があります。

対象者	屋外での移動に著しい制限のある視覚障がい者（児）、全身性障がい者（児）、知的障がい者（児）又は精神障がい者（児）
実施事業所	54 ページの施設一覧表を参照してください。
費用等	原則、費用の1割が自己負担です。ただし、収入等に応じ自己負担上限額（月額）が設けられます。
担当窓口	市役所福祉課 障害福祉係 電話 63-4045

(4) 意思疎通支援

聴覚・音声機能・言語機能障がい者の日常生活又は社会におけるコミュニケーションが円滑に行われるよう、手話通訳者や要約筆記者の派遣などを行います。

	支援内容
手話通訳者・要約筆記者の派遣	聴覚・音声機能・言語機能の障がいにより、意思疎通を図ることに支障がある方に対して、手話通訳者や要約筆記者を派遣します。
手話通訳者の設置	手話通訳者を週3回（月・水・金曜日）福祉課に設置しています。
担当窓口	市役所福祉課 障害福祉係 電話63-4045

(5) 自動車運転免許取得助成事業

身体障がい者が普通自動車免許を取得する場合、教習料の一部を助成します。

対象者	身体障害者手帳所持者（1級から3級まで）
助成限度額	100,000円（助成対象費用の2/3以内）
申請方法	自動車教習所入校前にご相談ください。
担当窓口	市役所福祉課 障害福祉係 電話 63-4045

(6) 自動車改造助成事業

障がい者が自ら自動車を運転するため、その自動車の操向装置又は駆動装置等の改造に直接要する経費を、同一車両につき1回限り助成します。

対象者	肢体不自由における障がいの程度が1級、2級の方（所得制限があります。）
助成限度額	100,000円
申請方法	自動車の改造を業者に依頼する前にご相談ください。
担当窓口	市役所福祉課 障害福祉係 電話 63-4045

7 用具等の給付

(1) 補装具

日常生活を容易にするため、身体の不自由な部分を補う装具（用具）の交付又は修理費の一部を公費で負担します。交付を希望される方は、事前に相談してください。（自費で購入した場合は、対象となりません。）

【対象者】

身体障害者手帳所持者又は難病患者（児）

【装具の種類】

障がいの等級・部位により対象となる補装具が異なります。

障がい部位	種 目	耐用年数
視 覚 障がい	視覚障がい者安全つえ（普通用・携帯用身体支持併用）	2～5
	義眼（普通義眼、特殊義眼など）	2
	眼鏡（矯正眼鏡、遮光眼鏡など）	4
聴 覚 障がい	補聴器（ポケット型、耳かけ型、耳あな型など）、人工内耳（修理に限る）	5
肢 体 不自由	義肢（義手・義足）	1～5
	装具（上肢・下肢・靴型・体幹）	1.5～3
	座位保持装置	1～3
	車いす（レディメイド）（普通型・手押し型など）	6
	車いす（オーダーメイド）（普通型・手押し型など）	6
	電動車いす（普通型・簡易型など）	6
	歩行器（六輪型・四輪型・固定型など）	5
	歩行補助つえ（松葉つえ・多点つえなど）※1本杖は除く。	2～4
	重度障がい者用意思伝達装置	5
	座位保持椅子※18歳未満のみ	3

※介護保険対象者で、装具（車いす、電動車いす、歩行器、歩行補助つえ）の給付を受けることができる方は、介護保険が優先となります。

※入院患者・施設入居者の車いす（レディメイド）については、施設の備品を利用してもらうこととなっているため、原則交付できません。

【交付判定】

18歳以上の方に対する補聴器、義肢、装具、座位保持装置、車いす、電動車いす、重度意思伝達装置の交付については、身体障害者更生相談所の判定が必要であるため、交付決定までに1か月～2か月程度かかります。

【費用】

原則として1割負担

※世帯の所得に応じて、自己負担上限額（月額）を設定します。

区 分	世帯(※)の収入状況	月額負担上限額	
		18歳以上	18歳未満
生活保護	生活保護受給世帯	0円	0円
非課税世帯	市町村民税非課税の世帯	0円	0円
一般	上記以外	37,200円	37,200円

※世帯の範囲：利用者が18歳以上の場合 本人及び配偶者

利用者が18歳未満の場合 保護者の属する世帯

【申請に必要なもの】

○補装具（交付・修理）支給申請書※市役所に準備してあります。

○意見書（規程の様式により15条指定医作成のもの）

※病院・市役所に準備してあります。

○見積書 ○マイナンバーカード又はマイナンバー通知書

○身分証明書（免許証など） ○印鑑

担当窓口	市役所福祉課 障害福祉係 電話 63-4045
------	-------------------------

（2）軽度・中等度難聴児補聴器購入費助成制度

身体障害者手帳の交付対象とならない軽度・中等度の難聴児に対して、補聴器購入に係る経費の一部を助成します。

対 象 者	（以下のすべてに該当する方） <ul style="list-style-type: none">・本市に住所を有する18歳未満の方・両耳の聴力レベルが30デシベル以上で身体障害者手帳の交付対象とならない方・補聴器の装用が必要であると医師の判断を受けている方
申請方法	事前に、医師の意見書、見積書を添えて申請してください。
費 用 等	補聴器の種目によって、補助できる限度額が決まっています。原則、費用の1割が自己負担です。ただし、収入等に応じ自己負担上限額（月額）が設けられます。
担当窓口	市役所福祉課 障害福祉係 電話 63-4045

(3) 日常生活用具

重度障がい者の日常生活の利便を図るために、日常生活用具を給付又は貸与します。交付を希望される方は、事前に相談してください。

(自費で購入した場合は、対象となりません。)

【対象者】

在宅で障がいのある方又は難病等の方で、別表「障がい及び程度」に該当する方

※ストマ用装具、収尿器、頭部保護帽、人工喉頭は在宅以外でも対象となります。

【日常生活用品の種類】

別表参照

※介護保険対象者で次の種目の給付を受けることができる方は、介護保険が優先となります。

《介護保険対象種目》

特殊寝台、特殊マット、体位変換機、移動用リフト、便器、特殊便器

移動支援用具(手すり、スロープなど)、入浴補助用具(入浴補助いすなど)

おむつ

【費用】

原則として1割負担

※世帯の所得に応じて、自己負担上限額(月額)が設けられます。

【申請に必要なもの】

○日常生活用具給付申請書※市役所に準備してあります。

○見積書

○診断書(難病者等が申請する場合や、各品目の対象となる「障がい及び程度」に定められた手帳所持者以外の方で、同程度の障がいがあると認める場合に、それを確認するため必要となります。)

○印鑑

【問い合わせ先・申込先】

市役所福祉課 障害福祉係 電話 63-4045

【種目】

《介護・訓練支援用具》

種目	障がい区分	障がい及び程度	耐用年数 基準額
特殊寝台	身体障がい者・児	下肢又は体幹機能障がい 2 級以上	8 年 154,000 円
	難病患者・児	寝たきり状態である方 (要診断書)	
特殊マット	身体障がい者・児	下肢又は体幹機能障がい 1 級 ※常時介護を要すること	5 年 19,600 円
	知的障がい者・児	療育手帳等級 A1・A2(要診断書)	
	難病患者・児	寝たきり状態である方 (要診断書)	
特殊尿器	身体障がい者・児	下肢又は体幹機能障がい 1 級 ※常時介護を要すること	5 年 67,000 円
	難病患者・児	自力で排尿ができない方 (要診断書)	
入浴担架	身体障がい者・児	下肢又は体幹機能障がい 2 級以上 ※介助を要すること	5 年 82,400 円
体位変換器	身体障がい者・児	下肢又は体幹機能障がい 2 級以上 ※介助を要すること	5 年 15,000 円
	難病患者	寝たきり状態である方(要診断書) ※介助を要すること	
移動用リフト	身体障がい者・児	下肢又は体幹機能障がい 2 級以上	4 年 159,000 円
	難病患者・児	上記と同程度の障がいがある者(要診断書)	
訓練いす	身体障がい児	下肢又は体幹機能障がい 2 級以上 ※3 歳以上の児童	5 年 33,100 円
訓練用ベッド	身体障がい児	下肢又は体幹機能障がい 2 級以上 ※学齢児童のみ	8 年 159,200 円

《自立生活支援用具》

種目	障がい区分	障がい及び程度	耐用年数 基準額
入浴補助用具	身体障がい者・児	下肢又は体幹機能障がい者であって、入浴に介助を必要とする者 ※設置に住宅改修を伴うものは除く。	8 年 90,000 円
便器	身体障がい者・児	下肢又は体幹機能障がい 2 級以上 ※常時介護を要すること	8 年 4,450 円
	難病患者・児	常時介護を要すること(要診断書)	
歩行補助杖 (一本杖のみ)	身体障がい者・児	平衡機能又は下肢若しくは体幹機能障がい者	8 年 4,460 円
歩行支援用具	身体障がい者・児	平衡機能又は下肢若しくは体幹機能障がい者	8 年 60,000 円 手すり 1 本 5,400 円
	難病患者・児	介助を要する者 (要診断書)	
頭部保護帽 ※在宅以外でも申請できます	身体障がい者・児	平衡機能、下肢若しくは体幹機能障がい者で、頻繁に転倒するおそれのある者	3 年 ｽｯﾌﾟ・革 15,200 円 ｽｯﾌﾟ・革・プラスチック 36,750 円
	知的障がい者・児	てんかんの発作等により頻繁に転倒するおそれのある者	
	精神障がい者・児	てんかんの発作等により頻繁に転倒するおそれのある者	
特殊便器	身体障がい者・児	上肢障がい 2 級以上	8 年 151,200 円
	難病患者・児	上記と同程度の障がいがある者(要診断書)	

種目	障がい区分	障がい及び程度	耐用年数 基準額
火災警報器 ※火災発生の感知及び避難が著しく困難な障がい者のみの世帯等	身体障がい者・児	障害等級 2 級以上	8 年 15,500 円
	知的障がい者・児	療育手帳等級 A1・A2	
	精神障がい者・児	精神障害者保健福祉手帳等級 1 級	
自動消火器 ※火災発生の感知及び避難が著しく困難な障がい者のみの世帯等	身体障がい者・児	障害等級 2 級以上	8 年 28,700 円
	知的障がい者・児	療育手帳等級 A1・A2	
	精神障がい者・児	精神障害者保健福祉手帳等級 1 級	
	難病患者・児	上記と同程度の障がいがある者（要診断書）	
電磁調理器	身体障がい者	視覚障がい 2 級以上	8 年 41,000 円
	知的障がい者	療育手帳等級 A1・A2	
	精神障がい者	精神障害者保健福祉手帳等級 1 級 ※障がい者のみの世帯等	
歩行時間延長 信号機用小型 送信機	身体障がい者・児	視覚障がい 2 級以上	10 年 7,000 円
聴覚障がい者用 屋内信号装置	身体障がい者	聴覚障がい 2 級以上 ※聴覚障がい者のみの世帯等	10 年 87,400 円

《在宅療養等支援用具》

種目	障がい区分	障がい及び程度	耐用年数 基準額
透析液加温器	身体障がい者・児	腎臓機能障がい 3 級以上で、自己連続携帯式腹膜灌流法（CAPD）による透析療法を行う者	5 年 51,500 円
ネブライザー	身体障がい者・児	呼吸器機能障がい 3 級以上	5 年 36,000 円
電気式たん 吸引器	難病患者・児	上記と同程度の身体障がい者又は、上記と同程度の障がいがある者（要診断書）	
酸素ポンプ 運搬車	身体障がい者	医療保険における在宅酸素療法を行う者	10 年 17,000 円
発電機又は バッテリー	身体障がい者・児 難病患者・児	呼吸器機能障がい 3 級以上又は同程度の障がい者であって、人工呼吸器、ネブライザー又は電気式たん吸引器を使用しているもの（要診断書）	5 年 100,000 円
視覚障がい者用 体温計	身体障がい者・児	視覚障がい 2 級以上 ※視覚障がい者のみの世帯	5 年 9,000 円
視覚障がい者用 体重計	身体障がい者・児	視覚障がい 2 級以上 ※視覚障がい者のみの世帯	5 年 18,000 円
動脈血中酸素 飽和度測定器 （パルスオキシ メーター）	身体障がい者・児	呼吸器機能障がい 3 級以上 上記と同程度の身体障がい者又は、上記と同程度の障がいがある者（要診断書）	5 年 157,500 円

《情報・意思疎通支援用具》

種目	障がい区分	障がい及び程度	耐用年数 基準額
携帯用会話 補助装置	身体障がい者・児	音声言語機能障がい者又は肢体不自由者で発声発語に著しい障がいを有する者	5年 98,800円
情報・通信 支援用具	身体障がい者・児	上肢又は視覚障がい者2級以上	6年 100,000円
点字ディスプレイ	身体障がい者・児	視覚及び聴覚障がいの重度重複障がい者（視覚障がい2級以上かつ聴覚障がい2級以上）	6年 383,500円
点字タイプライター	身体障がい者・児	視覚障がい2級以上（就労若しくは修学又は就労が見込まれる者）	5年 63,100円
点字器	身体障がい者・児	視覚障がい2級以上	標準型7年 しんちゅう製 10,720円 プラスチック製 6,800円 携帯型5年 アルミニウム製 7,420円 プラスチック製 1,700円
視覚障がい者用 テープレコーダー	身体障がい者・児	視覚障がい2級以上	6年 録音再生機 89,800円 再生専用機 36,750円
視覚障がい者用活 字文書読上げ装置	身体障がい者・児	視覚障がい2級以上	6年 115,000円
視覚障がい者用 拡大読書器	身体障がい者・児	視覚障がい者でこの装置により文字等を読むことが可能になる者	8年 198,000円
視覚障がい用時計	身体障がい者・児	視覚障がい2級以上	10年 13,300円
聴覚障がい者用 通信装置	身体障がい者・児	聴覚障がい者 発声・発語に著しい障がいを有する者	5年 71,000円
聴覚視覚障がい者 用情報受信装置	身体障がい者・児	聴覚障がい者であって、本装置によりテレビの視聴が可能になる者	6年 88,900円
人工喉頭 ※在宅以外でも申請できます	身体障がい者・児	音声・言語障がい者	5年 70,100円
福祉電話 （貸与）	身体障がい者	難聴者又は外出困難な身体障がい者（原則として2級以上） ※障がい者のみの世帯	— —
ファックス （貸与）	身体障がい者	聴覚又は音声・言語機能障がい3級以上 ※障がい者のみの世帯	— —
視覚障がい者用ワ ードプロセッサ	身体障がい者・児	視覚障がい者	— 1,030,000円
点字図書	身体障がい者・児	視覚障がい者 ※年間6タイトル又は24巻	— —

《排泄管理支援用具》

種目	障がい区分	障がい及び程度	基準額
ストマ用装具 (消化器系) ※在宅以外でも申請できます	身体障がい者・児	直腸機能障がい者 ※1回の申請で最長6か月分申請できます。	8,860円/月
ストマ用装具 (尿路系) ※在宅以外でも申請できます	身体障がい者・児	膀胱機能障がい者 ※1回の申請で最長6か月分申請できます。	11,640円/月
紙オムツA	身体障がい者・児	高度の排便機能障がい者、脳原性運動機能障がいかつ意思表示困難者及び高度の排尿機能障がい者で3歳児以上の者 ※1回の申請で最長6か月分申請できます。	12,000円/月
紙オムツB	身体障がい者・児 知的障がい者・児 精神障がい者・児 難病患者・児	常時おむつが必要であると診断された方(要診断書) 3歳児以上から65歳未満の方 (65歳以上の方は、高齢者福祉サービスでの支給になります) ※1回の申請で最長6か月分申請できます。	8,000円/月
収尿器 ※在宅以外でも申請できます	身体障がい者・児	高度の排尿機能障がい者	8,500円

【住宅改修事業(居宅生活動作補助用具)】

障がい及び程度	<p>下肢、体幹機能の障害等級3級以上の方 難病患者の方(上記障がいと同等であると診断がある方※要診断書) 乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障がい ※ 特殊便器への取替えをする場合は、上肢障がい2級以上の方又は同程度の障がいがあると認められる難病患者。</p>
対象となる工事	<p>小規模な住宅改修を伴うもの</p> <p>① 手すりの取付け ② 床段差の解消 ③ 滑り防止及び移動の円滑化等のための床材の変更 ④ 引き戸等への扉の取替え ⑤ 洋式便器等への便器の取替え ⑥ その他①から⑤までの住宅改修に附帯して必要となる住宅改修</p>
基準額	200,000円
耐用年数等	原則1回限りの利用となります
対象となる住宅	<p>対象となる障がい者が現に居住する住宅 ※借家の場合は、家主の承諾が必要となります</p>

(4) 小児慢性特定疾患児日常生活用具給付事業

「小児慢性特定疾病医療受給者証」をお持ちの方に対し、特殊寝台等の日常生活用具の購入費用の一部を助成します。

対象者	小児慢性特定疾病医療受給者証をお持ちの方。（用具によって異なります。下表「対象者」を参照ください。）
申請方法	事前に見積書、用具のカタログ等を添えて申請してください。
費用等	用具の種目によって、補助できる基準額が決まっています。また、世帯の所得状況に応じ自己負担上限額（月額）が設けられます。
担当窓口	市役所福祉課 障害福祉係 電話 63-4045

【日常生活用具】

種目	対象者	基準額（円）
便器	常時介助を要する方	4,900
特殊マット	寝たきりの状態にある方	21,560
特殊便器	上肢機能に障がいのある方	166,320
特殊寝台	寝たきりの状態にある方	169,400
歩行支援用具	下肢が不自由な方	66,000
入浴補助用具	入浴に介助を要する方	99,000
特殊尿器	自力で排尿できない方	73,700
体位変換器	寝たきりの状態にある方	16,500
車いす（電動以外）	下肢が不自由な方	77,440
頭部保護帽	発作等により頻繁に転倒する方	13,380
電気式たん吸引器	呼吸器機能に障がいのある方	62,040
クールバスト	体温調節が著しく難しい方	22,000
紫外線カットクリーム	紫外線に対する防御機能が著しく欠けて、がんや神経障がいを起こすことがある方	41,580
ネブライザー（吸入器）	呼吸器機能に障がいのある方	39,600
パルスオキシメーター	人工呼吸器の装着が必要な方	173,250
ストマ装具（消化器系）	人工肛門を造設した方	113,520
ストマ装具（尿路系）	人工膀胱を造設した方	149,160
人工鼻	人工呼吸器の装着又は気管切開が必要な方	128,700

8 障がい福祉サービス等

障がいのある方が、在宅や施設で介護や訓練が必要な場合に利用できるサービスです。

サービスの種類によっては、障害支援区分（心身の状況を表す区分で介護の必要度を定めるもの）の認定を受けなければ利用できないサービスがあります。

なお、介護保険で同様のサービスを利用できる方は、介護保険が優先します。

【対象者】

身体障がい者（児）、知的障がい者（児）、精神障がい者（児）、難病患者（児）のうち厚生労働大臣が認める程度の者

【申請に必要となるもの】

- ① 申請書
- ② 障がいがあることが確認できる書類
 - ・身体障がい者（児） 身体障害者手帳
 - ・知的障がい者（児） 療育手帳
 - ・精神障がい者（児） 精神障害者保健福祉手帳又は精神障がいのために現に障害年金を受給していることを証明する書類、自立支援医療（精神通院）受給者証、医師の診断書
 - ・難病患者（児） 特定疾患医療受給者証又は医師の診断書
- ③ マイナンバーカード又はマイナンバー通知書
- ④ 申請者の身分証明書（免許証など）
※代理申請の場合は、代理の方の身分証明書と委任状が必要です。
- ⑤ その他書類（利用者負担額を決定するための書類。課税証明等の一部の書類については、同意書で替えられるものもあります。）
- ⑥ 印鑑（本人のもの）

担当窓口

市役所福祉課 障害福祉係 電話 63-4045

【サービス等の種類】

① 障害福祉サービス・介護給付

居宅介護 (ホームヘルプ)	身体介護	自宅で、入浴、排せつ、食事等の介護等を行います。
	家事援助	自宅で、調理、洗濯、掃除等の家事等を行います。
	対象者	在宅の障がい者で障害支援区分1以上の方
重度訪問介護	重度の障がい者で常に介護を必要とする方に、自宅で、入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に 行います。	
	対象者	①障害支援区分4以上の重度の肢体不自由者(児)のうち、二肢以上に麻痺があって一定の条件を満たす方 ②重度の知的障がい者 ③精神障がいにより行動上著しく困難を有する障がい者
同行援護	視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する障がい者等が外出する際同行し、移動に必要な情報の提供や移動の援護等を行います。	
	対象者	視力障がい、視野障がい、夜盲のいずれかで、移動障がいがある方
行動援護	自己判断能力が制限されている方が行動するときに、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行います。	
	対象者	障害支援区分3以上の知的障がい者(児)又は精神障がい者(児)で、一定の条件を満たす方
重度障害者等 包括支援	介護の必要性がとても高い方に、居宅介護等複数のサービスを包括的に行います。	
	対象者	障害支援区分6(障がい児にあっては区分6に相当する心身の状態)に該当する方のうち、意思疎通に著しい困難を有し、一定の条件を満たす方
短期入所 (ショートステイ)	自宅で介護する方が病気の場合などに、障害者支援施設等に短期間入所し、夜間も含め、入浴、排せつ、食事の介護等必要な支援を行います。	
	対象者	障害支援区分1以上の方(児童は区分1以上相当の方)
療養介護	医療と常時介護を必要とする方に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話を行います。	
	対象者	①筋萎縮性側索硬化症(ALS)患者等、気管切開を伴う人工呼吸器利用者で、障害支援区分6の方 ②筋ジストロフィー患者又は重症心身障がい者で、障害支援区分5以上の方
生活介護	障害者支援施設等において、常に介護を必要とする方に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供します。	
	対象者	①障害支援区分3以上の方 (施設入所支援を併せて受ける方は区分4以上) ②50歳以上は障害支援区分2以上の方 (施設入所支援を併せて受ける方は区分3以上)

施設入所支援	施設に入所する方に、夜間や休日において、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。	
	対象者	① 生活介護を受けている方で障害支援区分4以上の方（50歳以上は区分3以上） ② 自立訓練や就労移行支援等を受けている方で、通所によって訓練を受けることが困難な方等

②障害福祉サービス・訓練等給付

自立訓練（機能訓練・生活訓練）	機能訓練	身体障がい者に対し、身体機能の向上のために必要な訓練を行います。
	生活訓練	知的障がい者又は精神障がい者に対し、生活能力の向上のために必要な訓練を行います。
宿泊型自立訓練	知的障がい者又は精神障がい者に、居室その他の設備を利用させるとともに、家事等の日常生活能力を向上させるための支援、生活等に関する相談及び助言等の支援を行います。	
就労移行支援	一般企業等への就労を希望する方に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練、求職活動に関する相談、支援等を行います。	
就労継続支援（A・B型）	一般企業等への就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。A型は雇用契約等に基づくなど、一般企業に近い働き方となります。	
就労定着支援	生活介護、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援A型・B型を利用して、一般就労された方の就労の継続を図るため、企業、医療機関等との連絡調整を行うとともに、雇用に伴い生じる日常生活又は社会生活を営む上での問題に関する相談、指導及び助言等の必要な支援を行います。	
自立生活援助	障害支援施設若しくは共同生活援助又は精神科病院に入院していた方が、居宅における自立した日常生活を営むために定期的な巡回、訪問、相談対応等を行い、状況を把握し、必要な情報の提供、助言、相談や関係機関との連絡調整等を行います。※原則単身世帯の利用ですが、ご相談ください。	
共同生活援助（グループホーム）	共同生活を行う住居で夜間や休日において、相談や日常生活上の援助を行います。利用の仕方によっては、障害支援区分の認定が必要になります。	

③障害児通所支援

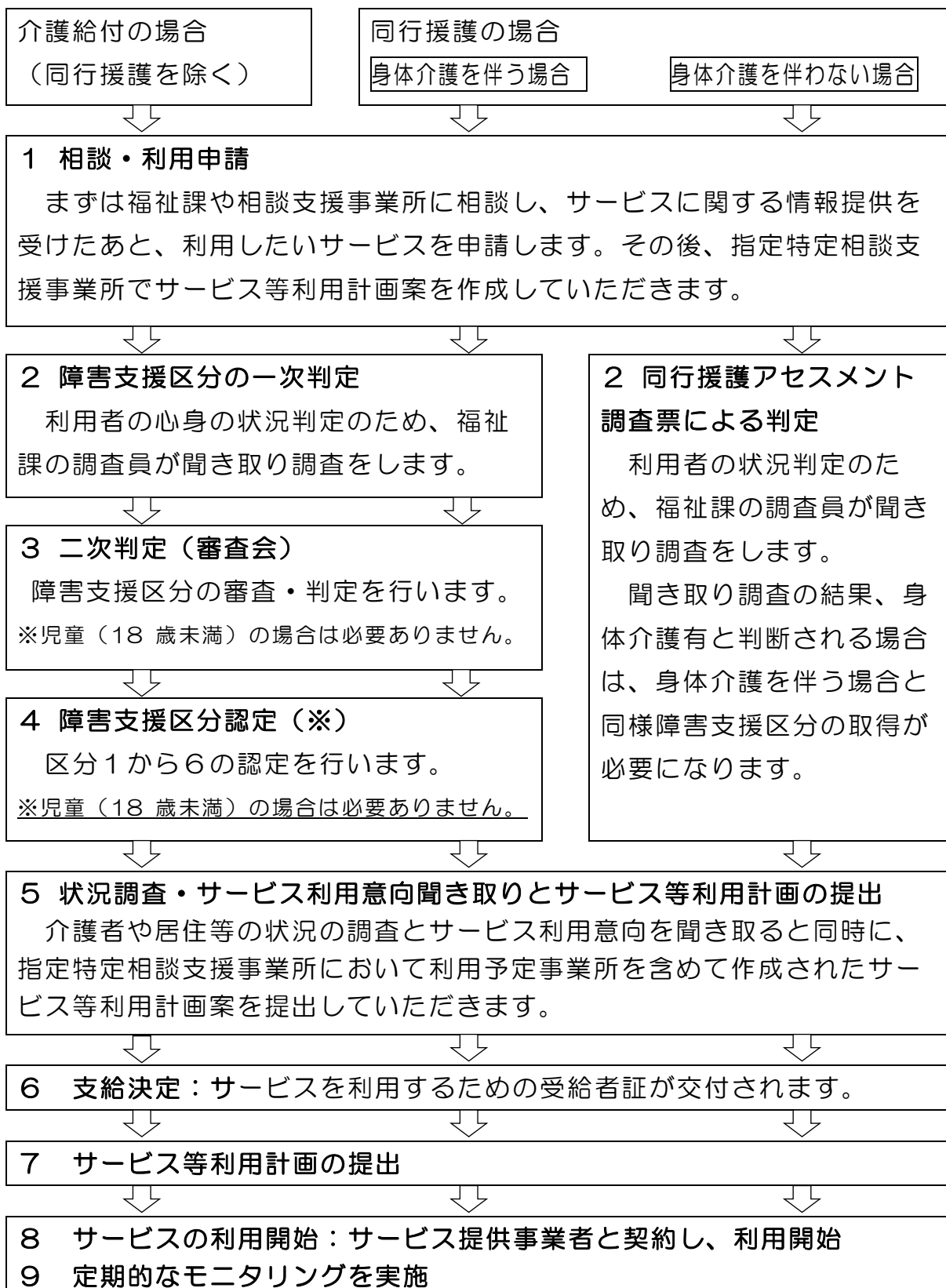
児童発達支援	児童福祉施設等に通所し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等を行います。	
	対象者	療育の必要性が認められる未就学児
医療型児童発達支援	上肢、下肢又は体幹の機能の障がいのある児童に対し、日帰りで治療を行うと共に、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等を行います。	
	対象者	肢体不自由があり、理学療法等の機能訓練等が必要であると認められる児童
放課後等デイサービス	就学中の障がい児に対し、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供することにより、学校教育と相まって障がい児の自立を促進するとともに、放課後等の居場所づくりを提供します。	
	対象者	療育の必要性が認められる就学児
居宅訪問型児童発達支援	居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等を行います。	
	対象者	重度の障がいの状態等であり、児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービスを受けるために外出することが著しく困難な児童 ①人口呼吸器を装着している児童 ②重い疾病のため感染症にかかる恐れのある児童
保育所等訪問支援	専門職が障がい児のいる保育所等の施設を訪問し、障がい児以外の児童との集団生活に溶け込めるようになるための支援を行います。	
	対象者	保育園、幼稚園、小中学校等に所属していて、専門的支援が必要と認められる児童

④相談支援

地域移行支援	障害者支援施設や精神科病院などを利用する人などが、地域で生活できるように、地域移行支援計画の作成、相談による不安解消、外出への同行支援、住居確保、関係機関との調整等を行います。
地域定着支援	居宅において単身で生活している障がい者等に、常時の連絡体制を確保し、緊急時には必要な支援を行います。
計画相談支援	サービスを利用する際に、サービス等利用計画案の作成、サービス事業者等との連絡調整及びモニタリング等を行います。
障害児相談支援	サービスを利用する際に、障害児支援利用計画案の作成、サービス事業者等との連絡調整及びモニタリング等を行います。

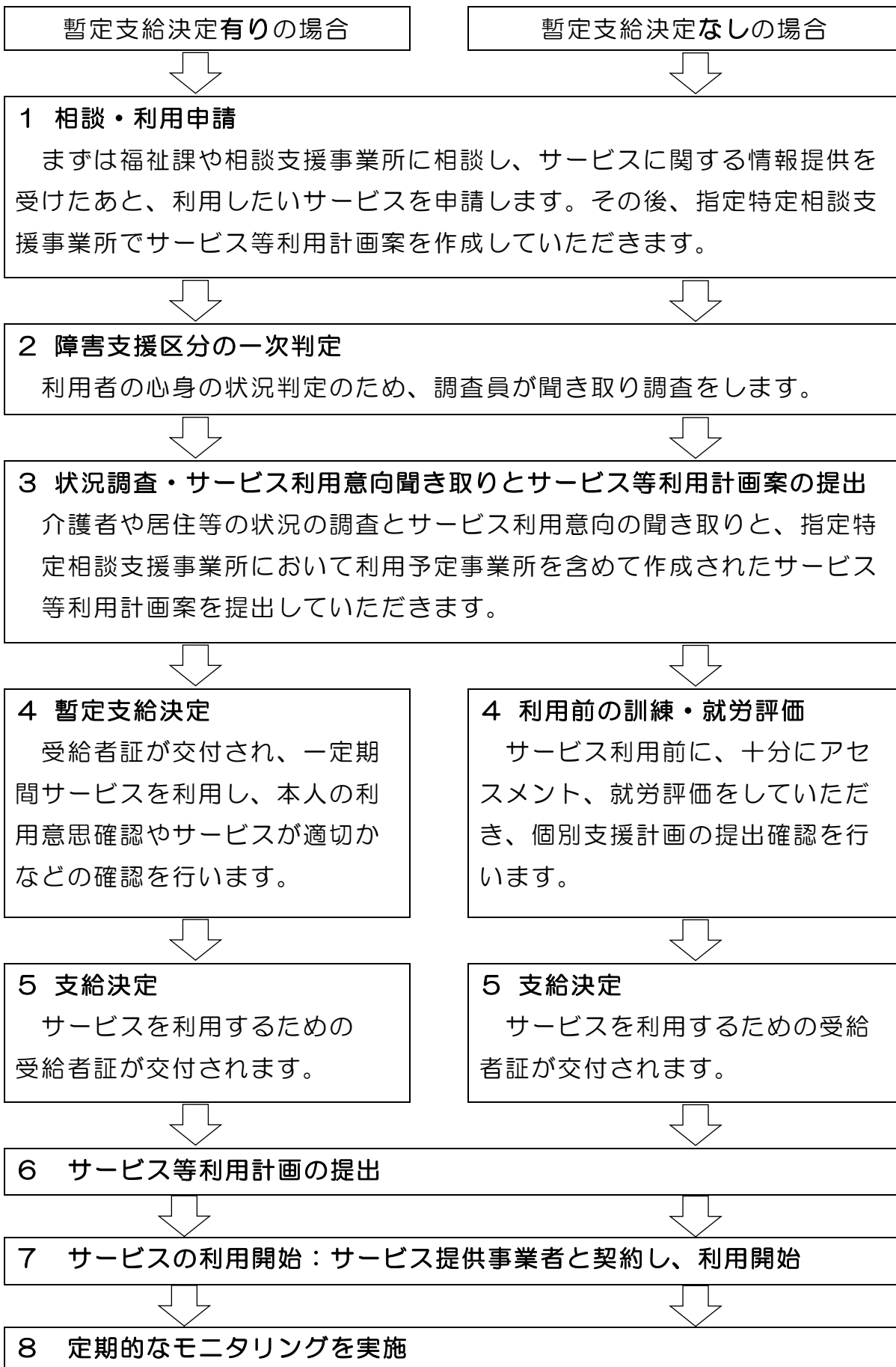
【手続きの流れ】

《介護給付の場合》



※障害支援区分とは、心身の状況を表す区分で、介護の必要度に応じて非該当と区分1から6まであり、認定調査員による80項目の調査を受け、調査結果と医師意見書等により審査を行い認定します。

《訓練等給付の場合》



《児童（18歳未満）の場合》

1 相談・利用申請

福祉課や相談支援事業者に相談し、サービスに関する情報提供を受けた後、利用したいサービスを申請します。

その後相談支援事業所でサービス等利用計画（障害児支援利用計画）案を作成依頼していただきます。



2 聞き取り調査

利用者の心身の状況判定のため、調査員が聞き取り調査をします。



3 状況調査・サービス利用意向及びサービス等利用計画（障害児支援利用計画）案又はセルフプランの提出

サービス利用意向を聞き取ると同時に、相談支援事業所において利用予定事業所を含めて作成されたサービス利用計画書（障害児支援利用計画書）案、又は保護者等が自分で作成する計画案（セルフプラン）を提出していただきます



4 支給決定……サービスを利用するための受給者証等が交付されます。



5 サービス等利用計画（障害児支援利用計画）の提出



6 サービスの利用開始（サービス提供事業者と契約し、利用を開始）



7 定期的なモニタリングを実施

（セルフプランの場合は、モニタリングなし）

※サービス等利用計画・障害児支援利用計画

障害福祉サービスを利用するときはサービス等利用計画、障害児通所支援を利用するときは障害児支援利用計画となります。

なお、両方利用される場合は、どちらか一方を作成すれば良いとなっています。

【利用者負担額】

障害福祉サービスの費用は原則1割負担ですが、所得に応じて次の4区分の自己負担上限額（月額）が設定されます。

ひと月に利用したサービスの費用が、上限額を超えた場合は、上限額を負担していただきます。

区 分	世帯の収入状況	月額負担上限額	
		18歳以上	18歳未満
生活保護	生活保護受給世帯	0円	0円
非課税世帯	市町村民税非課税の世帯	0円	0円
一般1	市町村民税所得割が16万円（18歳未満の場合は28万円）未満の世帯（20歳以上の施設入所者、GH入居者、宿泊型自立訓練利用者は除きます。）	9,300円	居宅・通所 4,600円 入所施設利用者 9,300円
一般2	上記以外	37,200円	37,200円

※ 世帯の範囲：利用者が18歳以上の場合 本人及び配偶者
利用者が18歳未満の場合 保護者の属する世帯

○利用者負担額の市独自助成

一部のサービス利用に係る利用者負担額について、市が独自に助成します。

対象となるサービス	助成額
就労移行支援 就労継続支援（A型・B型）	利用者負担額の1/2
障害児通所支援 （児童発達支援、放課後等デイサービス、 保育所等訪問事業など）	利用者負担額の全額

※食事代やおやつ代などの実費は、自己負担となります。

【障害福祉サービスと介護保険との関係】

65歳以上の方、40～64歳の方で特定疾病（下記「特定疾病一覧」）が原因での介護や支援が必要となった方については、介護保険サービスが優先となります。

障害者総合支援法と介護保険法とは制度が異なるため、サービスの算定方法や内容等も変わります。

障害福祉サービスと介護保険サービスと同じ内容のサービスについては、介護保険が優先されますが、障害特性により、就労に関するサービスなど介護保険のサービスにない障害福祉サービスを受けられることもあります。

「特定疾病一覧」

- 1 がん（がん末期）
- 2 初老期における認知症
- 3 脳血管疾患
- 4 筋萎縮性側索硬化症
- 5 パーキンソン病関連疾患
- 6 脊髄小脳変性症
- 7 多系統萎縮症
- 8 糖尿病性神経障がい、糖尿病性腎症及び糖尿病性網膜症
- 9 閉塞性動脈硬化症
- 10 慢性閉塞性肺疾患
- 11 関節リウマチ
- 12 後縦靭帯骨化症
- 13 脊柱管狭窄症
- 14 骨折を伴う骨粗鬆症
- 15 両側の膝関節又は股関節の著しい変形性関節症
- 16 早老症

介護保険サービスに関する相談、申請窓口

市役所いきいき長寿課 介護保険係 電話 63-4049

9 日常生活の支援

(1) 相談窓口等

① 基幹相談支援センター

障がい者の方やご家族が抱える日常生活におけるさまざまな困りごとに対して、相談支援専門員が親身になって対応いたします。

また、障がい者の方の自立した生活援助等のため、各種サービスの情報提供や関係機関との調整、サービス利用時の代行業務等も行っています。

事業所名	住所	電話
出水市基幹相談支援センター 集（つどい）	麓町29番1号	68-1114
開所時間：月曜日～金曜日 午前9時～午後5時		

② 障がい者相談員

市が委嘱した知的障がい者相談員・身体障がい者相談員が、生活のことや障がいのことなどについて相談をお受けします。

○知的障がい者相談員（任期：令和5年4月1日～令和7年3月31日）

氏名	住所	電話	備考
福重 美代子	高尾野町柴引1278番地	82-3224	
猶木 早織	野田町上名3257番地2	84-3091	

○身体障がい者相談員（任期：令和5年4月1日～令和7年3月31日）

氏名	住所	電話	備考
植元 春子	知識町370番地7	(FAX) 63-3407	聴覚障がい 出水地域
山下 義博	高尾野町唐笠木1251番地2	82-3768	高尾野地域
郷元 茂	野田町下名6385番地	84-3148	野田地域

③ その他の相談窓口

相談窓口	相談内容
民生委員・児童委員	<p>厚生労働大臣から委嘱を受け、それぞれの地域において、常に住民の立場に立って相談に応じています。秘密を守ることを義務付けられていますので、安心してご相談ください。</p> <p>お住まいの地域の担当がわからない場合は福祉課にお問い合わせください。</p>
<p>出水保健所</p> <p>住 所 出水市昭和町 18 番 18 号 電 話 62-1636</p>	<p>病気の予防や治療など、保健医療に関するさまざまな相談を受け付けています。</p> <p>〈相談内容〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・心の健康、精神保健福祉に関する相談 ・乳幼児健康相談 ・療育相談 ・難病相談 <p style="text-align: right;">等</p>
<p>ほくさつ障害者就業・生活支援センター</p> <p>住 所 薩摩川内市西向田町 11 番 26 号 電 話 0996-29-5022</p>	<p>障がい者の身近な地域において、雇用、保健福祉、教育等の関係機関の連携拠点として、就業及び生活面における一体的な相談支援を実施します。</p> <p>〈支援内容〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・就職に向けた相談支援 ・職場実習又は職業準備訓練のあっせん等 ・就職活動の支援（ハローワークへの同行等） ・事業所に対する助言 ・職場定着に向けた支援 （職場訪問による適応状況の把握等） ・生活習慣の形成、健康管理、金銭管理等の日常生活の自己管理に関する助言 ・住居、年金、余暇活動など地域生活、生活設計に関する助言 ・関係機関との連絡調整等

(2) 地域活動支援センター

障がいのある方に、創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等の便宜を図ります。

① 地域活動支援センターⅠ型

専門職員（精神保健福祉士等）を配置し、医療・福祉及び地域の社会基盤との連携強化のための調整、地域住民ボランティアの育成、障がいに対する理解促進を図るための普及啓発等の事業を実施します。

事業所名	住所	電話
地域活動支援センター「集（つどい）」	麓町30番63号	62-7399

② 地域活動支援センターⅡ型

地域において雇用・就労が困難な在宅障がい者に対し、機能訓練、社会適応訓練、入浴等のサービスを実施します。

事業所名	住所	電話
地域活動支援センター「東光」	美原町3151番地	63-8561

(3) 更生訓練費給付

就労移行支援事業又は自立訓練事業を利用している方に、訓練のために必要な費用（文房具、書籍等購入）を支給し、社会復帰の促進を図ります。

担当窓口	市役所福祉課 障害福祉係 電話 63-4045
------	-------------------------

(4) 車いすの貸出（福祉機器貸与）

本市に譲与された車いす等の福祉機器でリサイクル可能な物を障がい者等に貸与することにより、福祉機器の有効活用を図ります。

対象者	本市に住所がある方で、一時的に車いすの利用が必要な方
貸与期間	1月以内
貸与用具	車いす（7台あり）
担当窓口	市役所福祉課 障害福祉係 電話 63-4045

(5) 日中一時支援

障がい者の日中における活動の場を確保し、障がい者の家族の就労支援及び障がい者を日常的に介護している家族の一時的な休息を支援します。

事前に、支給決定を受ける必要があります。

対象者	日中介護する人がいないため、一時的に見守り等の支援が必要な障がい者
実施施設	54ページの施設一覧表を参照してください。
費用等	原則、費用の1割が自己負担です。ただし、所得等に応じて自己負担上限額（月額）が設けられます。
担当窓口	市役所福祉課 障害福祉係 電話 63-4045

(6) 福祉ホーム事業

家庭環境、住宅事情等の理由により、現に住居を求めている障がい者に、低額な料金で、居室その他の設備を利用させるとともに、日常生活に必要な便宜を供与します。

担当窓口	市役所福祉課 障害福祉係 電話 63-4045
------	-------------------------

(7) 大会等

- ① 生涯学習・福祉・ボランティアフェスタ
毎年2月頃に開催しています。
講演会や表彰、福祉器具体験などを行います。
- ② 障がい者スポーツ大会
例年10月頃に開催しています。
市主催のほか、国・県・障がい者団体等主催の大会もあります。

(8) 奉仕員養成講座

各種奉仕員の養成講座を毎年開催しています。
受講料は、無料です。(テキスト代は本人負担となります。)

講座名	期間・開催曜日	講義回数
点訳奉仕員養成講座	5月～翌年3月 第2・4土曜日	21回
手話奉仕員養成講座(入門課程)	5月～9月 毎週木曜日	21回
手話奉仕員養成講座(基礎課程)	10月～翌年3月 毎週木曜日	23回
音声訳奉仕員養成講座	6月と10月 第4土曜日	年2回

※手話奉仕員養成講座(基礎課程)は、入門課程修了者が対象となります。
また、手話奉仕員講座修了者を対象とした、手話通訳者を目指す方のための講座も開催しています。

担当窓口	市役所福祉課 障害福祉係 電話 63-4045
------	-------------------------

(9) 点字・声の広報等発行事業

文字による情報入手が困難な視覚障がい者等のために、点訳、音声訳(朗読)等により、市の広報及びその他必要な情報を定期的に郵送等により提供しています。(利用料は無料です。)

なお、点訳版は「点訳サークル 稲穂の会」、朗読版は「音声訳クラブ エコーいずみ」の方々のご協力をいただいで作成しています。

担当窓口	市役所福祉課 障害福祉係 電話 63-4045
------	-------------------------

(10) 障害者等メディカルショートステイ助成事業

日常的に医療的ケアが必要な障がい者等が、在宅で介護している家族等の一時的な休息や行事等の理由により、指定事業所（レストケア出水在宅医療センター）で実施するメディカルショートステイ（医療的ケアを伴う宿泊）を利用した際の費用の一部を助成します。

【対象者】

本市に住所を有し、在宅で療養する、日常的に医療的ケアを必要とする障がい者等

【助成額】

利用料の9割を助成します。※食費等の自費分は除きます。

【利用方法】

事業所と利用相談の上、福祉課に申請してください。

担当窓口	市役所福祉課 障害福祉係 電話 63-4045
------	-------------------------

(11) 障害児等療育支援事業（鹿児島県の事業）

障がい児等の地域における生活を支えるため、身近な地域で療育指導、相談等が受けられる体制の充実を図ります。

【事業内容】

I 在宅支援訪問療育指導事業

① 巡回相談

相談・指導を希望する障がい児等の家庭に定期的や随時訪問したり、相談・指導等を必要とする地域を巡回するなどの方法により、地域の障がい児等及びその保護者に対して各種相談・指導を行います。

② 訪問による健康診査

障がい及び介護の状況等から医療機関等における健康診査を受けることが困難な障がい児等の家庭を訪問し、健康診査を実施するほか、必要に応じて介護等に関する指導、助言を行い、併せて各種の相談に応じます。

II 在宅支援外来療育指導事業

障がい児等及びその保護者に対し、事業所に来所していただき、各種の相談・指導を行います。

（例）個別支援会議、保護者からの相談、園の巡回相談（保育園、幼稚園）、親の会などの立ち上げなどの支援など

III 施設支援一般指導事業

障がい児等の通う保育所・幼稚園・学校や障害児通所支援事業所等の職員に対し、障がい児等の療育に関する技術の指導を行います。

（例）児童発達支援センターや放課後等デイサービス事業所への巡回相談、親の会などの立ち上げなどの支援など

【派遣する職種】

臨床心理士、作業療法士、言語聴覚士など

【問い合わせ】

地域活動支援センター 集（つどい）

電話 62-7399

10 暮らしに役立つ情報

(1) 郵便による不在者投票

次の身体障がい者は、郵便による不在者投票ができます。

	障がいの内容	障がいの程度
対 象	両下肢・体幹・移動機能障がい	1級～2級
	心臓・腎臓・呼吸器・膀胱・直腸・小腸・免疫・肝臓	1級～3級
担当窓口	市選挙管理委員会 電話 63-4138	

(2) メールマガジン

出水市のイベント情報や防災・災害情報等を、登録された方に電子メールでお届けします。

① メールマガジンの種類

・イベント情報 ・防災・災害情報 ・不審者情報

② 登録方法

市のホームページ又は出水市携帯WEBサービスにメールアドレスを入力し、登録する。

(パソコン)

<http://www.city.kagoshima-izumi.lg.jp/mail/>

※ドメイン指定受信を利用されている方は、「city.kagoshima-izumi.lg.jp」を指定してください。指定していないと、メールマガジン及び登録時確認メールも届きません。

(携帯)



(3) 災害時要援護者避難支援制度

一人暮らしの高齢者や障がい者など、日常生活において手助けが必要な方で登録手続きをされた方に、日ごろから声かけや見守りを行い、災害時に避難誘導などの支援をします。

担当窓口	市役所暮らし安心課	電話	63-4151
------	-----------	----	---------

11 障がい者団体・施設

(1) 障がい者団体

団 体 名	代 表 者	電 話
精神障害者家族会（通称：みちづれ会）	稲田 耕司	63-0490
腎臓病患者会（通称：腎友会）	道上 勝正	62-6140
聴覚障害者協会	植元 春子	FAX 63-3407
手をつなぐ育成会	丸尾 重徳	62-3279

(2) 出水地区の一般相談事業所

障害者支援施設の入所や精神科病院に長期入院している方が、地域で生活できるように様々な支援を行います。

名 称	住 所	電 話
出水市基幹相談支援センター集（つどい）	出水市麓町 29 番 1 号	68-1114
あいわの里支援センター	出水市高尾野町下高尾野 2216番地1	64-2006
	阿久根市脇本9185番地2	75-2401

(3) 鹿児島県視聴覚障害者情報センター

点字図書やテープ図書の貸出、視覚障がい者・聴覚障がい者が必要とする情報の提供などを行います。

なお、点字図書等の貸出は、あらかじめ登録が必要です。

【住 所 等】

〒 890-0021 鹿児島市小野1丁目1番1号

ハートピアかごしま3階 電話 099-220-5896

(4) 鹿児島障害者職業能力開発校

身体障がい者又は知的障がい者を対象として、その能力に適する職種について、知識・技能を習得させ、就業するためのお手伝いをする学校です。

【住 所 等】 薩摩川内市入来町浦之名1432

電話 0996-44-2206

【問い合わせ】 上記又は出水公共職業安定所 電話 62-0685

出水地区障害福祉施設一覧

(令和5年4月1日現在)

◎ 相談支援…障がい者(児) や家族からの相談を受けたり、福祉サービス利用にあたっての支援を行います。

1 相談窓口

障がい者やその保護者を対象に、日常生活や障害福祉サービスの利用などについての相談をお受けします。

No.	施設名	所在地(相談エリア)	電話番号	FAX番号
1	出水市基幹相談支援センター集(つどい)	出水市麓町29番1号(出水市)	0996-68-1114	0996-68-1114
2	あいわの里相談支援センター	阿久根市脇本9185番地2(阿久根市・長島町)	0996-75-2401	0996-75-2410
3	出水市 福祉課	出水市緑町1番3号(出水市)	0996-63-4045	0996-63-4122
4	阿久根市 福祉課	阿久根市鶴見町200番地(阿久根市)	0996-73-1240	0996-72-2029
5	長島町 福祉事務所	出水郡長島町鷹巣1875番地1(長島町)	0996-86-1146	0996-86-0950

2 一般相談支援事業所

障害者支援施設の入所者や精神科病院に長期入院している人が、地域で生活できるように様々な支援を行います。

No.	施設名	所在地	電話番号	FAX番号
1	出水市基幹相談支援センター集(つどい)	出水市麓町29番1号	0996-68-1114	0996-68-1114
2	あいわの里支援センター	阿久根市脇本9185番地2	0996-75-2401	0996-75-2410
		出水市高尾野町下高尾野2216番地1	0996-64-2006	0996-82-5711

3 指定特定相談支援事業所

障害福祉サービス等を利用するにあたり必要となるサービス等利用計画を作成します。

No.	施設名	所在地	電話番号	FAX番号
1	「集(つどい)」	出水市麓町30番63号	0996-62-7399	0996-63-5911
2	相談支援センターおれんじの家	出水市昭和町55番10号	0996-62-8166	0996-79-3350
3	相談支援センター ほくせい	出水市黄金町443番地2	080-6472-4942 0996-63-8561(北星園)	0996-68-1350(北星園)
4	相談事業所 かけはし	出水市野田町下名6322番地5	0996-79-4118	0996-79-4148
5	相談支援事業所 心	出水市緑町24番25号 2F	090-8760-0556	0996-68-1232
休	相談支援事業所 やはず	出水市平和町477番地2	0996-68-6660	0996-68-5100
6	あいわの里相談支援センター	出水市高尾野町下高尾野2216番地1	0996-64-2006	0996-82-5711
		阿久根市脇本6921番地	0996-75-2401	0996-75-2410
7	障がい者相談支援事業所ふたば	阿久根市折口1627番地5	0996-68-1717	0996-75-3338
8	相談支援事業所 虹のかけはし アクネ	阿久根市鶴見町204番地2	080-3736-0740	
9	相談支援事業所 ぽんぽこ	長島町平尾221番地	0996-88-2668	0996-88-2668

◎ 訪問系サービス・・・在宅への訪問などにより行うサービスです。

4 居宅介護(ホームヘルプ)

自宅で入浴や排せつ、食事の介護など、自宅での生活全般にわたる介護サービスを行います。

No.	施設名	所在地	電話番号	FAX番号
1	ふくしサービスセンター 愛ちゃん	出水市緑町40番50号	0996-63-6776	0996-63-6778
2	ニチケアセンター出水	出水市昭和町17番22号	0996-63-5803	0996-63-5805
3	ニチケアセンター五万石	出水市中央町1600番地	0996-63-4549	0996-62-4519
4	ニチケアセンター高尾野	出水市高尾野町大久保639番地1 Mテナントビル1F	0996-65-6762	—
5	出水市社会福祉協議会居宅介護事業所	出水市平和町97番地	0996-63-7564	0996-63-7560
6	出水市社協高尾野支所居宅介護事業所	出水市高尾野町大久保16番地1	0996-82-5507	0996-68-8010
7	ヘルパーステーション コミュニティケアいずみ	出水市上鯖淵1475番地3	0996-79-4839	0996-79-4840
8	コミュニティケアいずみ 野田サテライト	出水市野田町上名830番地4	0996-84-3806	0996-84-3865
9	デイハウスふたば折多	阿久根市折口1627番地8	0996-75-3339	0996-75-3338
10	阿久根市社会福祉協議会居宅介護事業所	阿久根市鶴見町167番地	0996-72-3800	0996-72-3802
11	ヘルパーステーションうきぐも阿久根	阿久根市塩浜町2丁目22番地	0996-72-7466	0996-72-7466
12	ニチケアセンター阿久根	阿久根市鶴見町201番地 林ビル1F2号室	0996-72-5009	—

5 重度訪問介護

重度の障がいがあり常に介護が必要な人に、自宅で入浴や排せつ、食事などの介助や外出時の移動の補助をします。

No.	施設名	所在地	電話番号	FAX番号
1	ふくしサービスセンター 愛ちゃん	出水市緑町40番50号	0996-63-6776	0996-63-6778
2	ニチケアセンター五万石	出水市中央町1600番地	0996-63-4549	0996-62-4519
3	ニチケアセンター高尾野	出水市高尾野町大久保639番地1 Mテナントビル1F	0996-65-6762	—
4	出水市社会福祉協議会居宅介護事業所	出水市平和町97番地	0996-63-7564	0996-63-7560
5	出水市社協高尾野支所居宅介護事業所	出水市高尾野町大久保16番地1	0996-82-5507	0996-68-8010
6	ヘルプステーション コミュニティケアいずみ	出水市上鯖洲1475番地3	0996-79-4839	0996-79-4840
7	コミュニティケアいずみ 野田サテライト	出水市野田町上名830番地4	0996-84-3806	0996-84-3865
8	デイハウスふたば折多	阿久根市折口1627番地8	0996-75-3339	0996-75-3338
9	阿久根市社会福祉協議会居宅介護事業所	阿久根市鶴見町167番地	0996-72-3800	0996-72-3802
10	ヘルプステーションうぎぐも阿久根	阿久根市塩浜町2丁目22番地	0996-72-7466	0996-72-7466

6 同行援護

視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する障がい者等に、外出時において当該障がい者等に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護その他の当該障がい者等が外出する際の必要な援助を行います。

No.	施設名	所在地	電話番号	FAX番号
1	ニチケアセンター五万石	出水市中央町1600番地	0996-63-4549	0996-62-4519
2	ニチケアセンター高尾野	出水市高尾野町大久保639番地1 Mテナントビル1F	0996-65-6762	—
3	ヘルプステーション コミュニティケアいずみ	出水市上鯖洲1475番地2	0996-79-4839	0996-79-4840
4	コミュニティケアいずみ 野田サテライト	出水市野田町上名830番地4	0996-84-3806	0996-84-3865

7 行動援護

知的障がいや精神障がいにより行動が困難で常に介護が必要な人に、行動するとき必要な介助や外出時の移動の補助などをします。

No.	施設名	所在地	電話番号	FAX番号
1	出水市社会福祉協議会居宅介護事業所	出水市平和町97番地	0996-63-7564	0996-63-7560
2	出水市社協高尾野支所居宅介護事業所	出水市高尾野町大久保16番地1	0996-82-5507	0996-68-8010
3	阿久根市社会福祉協議会居宅介護事業所	阿久根市鶴見町167番地	0996-72-3800	0996-72-3802

8 短期入所（ショートステイ）

家で介護を行う人が病気などの場合、短期の入所による入浴、排せつ、食事の介護などを行います。

No.	施設名	所在地	電話番号	FAX番号
1	障がい者支援施設 北星園	出水市美原町3151番地	0996-63-8561	0996-68-1350
2	障害者支援センター ぬくもり園	出水市明神町1845番地1	0996-67-0050	0996-67-0335
3	デイハウスふたば折多	阿久根市折口1627番地8	0996-75-3339	0996-75-3338
4	あいわの里支援センター	阿久根市脇本9185番地2	0996-75-2400	0996-75-0968

9 重度障害者等包括支援

常に介護を必要とする人のなかでも介護の必要性がとて高い人に、居宅介護などの障害福祉サービスを包括的に提供します。

No.	施設名	所在地	電話番号	FAX番号
1	出水地区には無し			

◎ 日中活動系サービス・・・・・施設で昼間の活動を支援するサービスを行います。

10 生活介護

常に介護が必要な人に、施設で入浴や排せつ、食事の介護や創作的活動などの機会を提供します。

No.	施設名	所在地	電話番号	FAX番号
1	デイ支援センター みんなの力	出水市高尾野町下高尾野2216番地1	0996-64-2006	0996-82-5711
2	障がい者支援施設 北星園	出水市美原町3151番地番地	0996-63-8561	0996-68-1350
3	障害者支援センター いずみ園	出水市平和町95番地	0996-63-0120	0996-63-0120
4	障害者支援センター めくもり園	出水市明神町1845番地1	0996-67-0050	0996-67-0335
5	レストケア出水デイ・ホスピスセンター 蘭	出水市上知識町806番地	0996-63-1100	0996-63-2345
6	ぐろーあっぴ	出水市荘2393番地	0996-65-6500	0996-65-6501
7	GREEN	出水市向江町21番26号	090-6299-7858	0996-63-6688
8	生活介護事業所 みなも	出水市美原町1775番地	0996-79-3217	0996-79-3218
9	あいわの里支援センター	阿久根市脇本9185番地2	0996-75-2400	0996-75-0968
10	あいわの里アネックスセンター	阿久根市脇本6923番地1	0996-64-3711	0996-75-3341
11	デイハウスふたば折多	阿久根市折口1627番地8	0996-75-3339	0996-75-3338
12	NPO法人 長島福祉作業所 ぼんぼこ村3丁目	出水郡長島町平尾221番地	0996-88-2888	0996-88-2888

11 療養介護

医療の必要な障がい者で常に介護が必要な人に、医療機関で機能訓練や療養上の管理、看護、介護や世話をします。

No.	施設名	所在地	電話番号	FAX番号
1	出水地区には無し			

12 自立訓練（機能訓練）

自立した日常生活や社会生活ができるよう、一定の期間における身体機能の向上に必要な訓練を行います。

No.	施設名	所在地	電話番号	FAX番号
1	出水地区には無し			

13 自立訓練（生活訓練）

自立した日常生活や社会生活ができるよう、一定の期間における生活能力向上に必要な訓練を行います。

No.	施設名	所在地	電話番号	FAX番号
1	多機能型事業所 紫尾の里	出水市平和町477番地2	0996-79-3366	0996-68-5100

14 就労移行支援

就労を希望する人に、就労に必要な知識や能力の向上のための訓練や職場実習などを、一定期間の支援計画に基づき行います。

No.	施設名	所在地	電話番号	FAX番号
休	障害者支援センター いずみ園	出水市平和町95番地	0996-63-0120	0996-63-0120
2	あいわの里支援センター	阿久根市脇本9185番地2	0996-75-2400	0996-75-0968

15 就労継続支援A型（雇成型）

一般企業等での就労が困難な65歳未満の方に、雇用契約に基づく就労の機会を提供するとともに、一般就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。

No.	施設名	所在地	電話番号	FAX番号
1	就労継続支援A型 やはず園	出水市平和町477番地2	0996-62-1501	0996-68-5100
2	株式会社地産地消 心のきずな	出水市上知識町269番地	0996-79-3900	0996-79-3901
3	特定非営利活動法人 あゆみ	出水市高尾野町上水流889番地1	0996-82-4363	0996-84-2303
4	株式会社 まつぼっくり	出水市浦田町98番地	0996-68-1161	0996-68-1162
5	ライフサポート 出水	出水市高尾野町柴引7番地9	0996-82-5255	0996-82-5255
6	特定非営利活動法人 さぼーとすてーしょん まる	出水市野田町上名5992番地2	0996-79-4700	0996-79-4700
7	株式会社 しおかぜ	阿久根市本町130番地	0996-79-4850	0996-79-4850
8	就労継続支援A型事業所 グッドフィールド	阿久根市折口3273番地1	0996-75-2186	050-3457-9564

16 就労継続支援B型（非雇用型）

一般企業等での就労が困難な方に、働く場を提供するとともに、就労への移行に向けた知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。

No.	施設名	所在地	電話番号	FAX番号
1	おれんじの家	出水市昭和町55番10号	0996-62-8155	0996-79-3350
2	おれんじの家 平和町分場	出水市平和町1012番地	0996-63-6935	0996-63-6935
3	デイ支援センター みんなの力	出水市高尾野町下高尾野2216番地1	0996-64-2006	0996-82-5711
4	パン工房「Will」（ウィル）	出水市麓町29番1号	0996-62-7010	0996-62-7010
5	障害者支援センター いずみ園	出水市平和町95番地	0996-63-0120	0996-63-0120
6	障害者支援センターいずみ園 野田分場	出水市野田町下名5279番地1	0996-84-3328	0996-84-3328
7	多機能型事業所 紫尾の里	出水市平和町477番地2	0996-79-3366	0996-68-5100
8	障害者支援センター めくもり園	出水市明神町1845番地1	0996-67-0050	0996-67-0335
9	就労支援センター ゆいわーく	出水市大野原町1727番地2	0996-62-2248	0996-82-3561
10	Sun peace（サンピース）	出水市高尾野町柴引2808番地	0996-82-1289	0996-82-1289
11	ライフサポート 出水	出水市高尾野町柴引7番地9	0996-82-5255	0996-82-5255
12	デイハウスふたば脇本	阿久根市脇本7176番地1	0996-75-3755	0996-75-2255
13	デイハウスふたば折多	阿久根市折口1627番地8	0996-75-3339	0996-75-3338
14	さぼーとすてーしょん だら	阿久根市山下961番地	0996-79-3917	0996-79-3917
15	あいわの里支援センター	阿久根市脇本9185番地2	0996-75-2400	0996-75-0968
16	NPO法人 長島福祉作業所 ぼんぼこ村	出水郡長島町平尾221番地	0996-88-2888	0996-88-2888
17	NPO法人 長島福祉作業所 工房ぼんぼこ	出水郡長島町平尾124番地2	0996-88-2888	0996-88-2888

17 自立生活援助

障害支援施設若しくは共同生活援助又は精神科病院に入院していた方が、居宅における自立した日常生活を営むために定期的な巡回、訪問、相談対応等を行い、状況を把握し、必要な情報の提供、助言、相談や関係機関との連絡調整等を行います。

No.	施設名	所在地	電話番号	FAX番号
1	出水地区には無し			

18 就労定着支援

生活介護、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援A型・B型を利用して、一般就労された方の就労の継続を図るため、企業、医療機関等との連絡調整を行うとともに、雇用に伴い生じる日常生活又は社会生活を営む上での問題に関する相談、指導及び助言等の必要な支援を行います。

No.	施設名	所在地	電話番号	FAX番号
1	就労定着支援事業所 NEXTAGE	出水市平和町477番地2	0996-62-1501	0996-68-5100

◎ 居住系サービス・・・入所施設で住まいの場としてのサービスを行います。

19 施設入所支援

施設に入所する人に、入浴や排せつ、食事の介護などをします。

No.	施設名	所在地	電話番号	FAX番号
1	北星園	出水市美原町3151番地	0996-63-8561	0996-68-1350
2	障害者支援施設あいわの里支援センター	阿久根市脇本9185番地2	0996-75-2400	0996-75-0968

20 共同生活援助（グループホーム）

地域で共同生活を営む人に、住居における相談や日常生活上の援助をします。また、必要な方については入浴、排せつ及び食事等の介助も受けられます。

No.	施設名	所在地	電話番号	FAX番号
1	グループホーム 太陽	出水市平和町461番地1	0996-63-0120	0996-63-0120
2	あたご寮	出水市麓町30番68号	0996-63-2878	—
3	ふもと寮	出水市麓町793番地	0996-62-9501	0996-62-1543
4	ほくせいの家 彩（いろどり）	出水市中央町1354番地	0996-62-3355	0996-62-3355
5	千間山ケアホーム	出水市高尾野町大久保1231番地1	0996-64-2005	0996-82-1388
6	共同生活援助事業所 一ツ葉	出水市知識町295番地	0996-62-1501	0996-68-5100
7	グループホームふたば	阿久根市折口1678番地14	0996-75-3336	0996-75-3337
8	グループホームCo-G	阿久根市折口4504番地3	0996-75-2186	050-3457-9564

◎ 地域生活支援事業・・・市町村が地域の実情に応じて事業を行います。

21 移動支援事業

社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等の社会参加のための外出を支援します。ただし、通勤、営業活動等の経済活動に係る外出、通年かつ長期にわたる外出に対しては利用できません。

No.	施設名	所在地	電話番号	FAX番号
1	出水市社会福祉協議会	出水市平和町97番地	0996-63-2140	0996-63-7560
2	ヘルパーステーション コミュニティケアいずみ	出水市上鯖淵1475番地3	0996-79-4839	0996-79-4840
3	コミュニティケアいずみ 野田サテライト	出水市野田町上名830番地4	0996-84-3806	0996-84-3865
4	やはす園	出水市平和町477番地2	0996-63-8023	0996-68-5100
5	デイハウスふたば折多	阿久根市折口1627番地8	0996-75-3339	0996-75-3338
6	デイハウスふたば脇本	阿久根市脇本7176番地1	0996-75-3755	0996-75-2255
7	あいわの里支援センター	阿久根市脇本9185番地2	0996-75-2400	0996-75-0968

22 日中一時支援事業

日中において監護するものがないため、見守り等の支援が必要な障がい者を一時的に預かり、日中における活動の場を提供します。

No.	施設名	所在地	電話番号	FAX番号
1	北星園	出水市美原町3151番地	0996-63-8561	0996-68-1350
2	デイ支援センター みんなの力	出水市高尾野町下高尾野2216番地1	0996-64-2006	0996-82-5711
3	福祉事業所オープンハウス さくらんぼ	出水市高尾野町大久保555番地2	0996-82-3678	0996-82-3561
4	障害者支援センター めくもり園	出水市明神町1845番地1	0996-67-0050	0996-67-0335
5	ぐるーあっぷ	出水市庄2393番地	0996-65-6500	0996-65-6501
6	生活介護事業所 みなも	出水市美原町1775番地	0996-79-3217	0996-79-3218
7	児童発達サポート にこ	出水市高尾野町柴引12番地1	0996-79-4305	0996-79-4306
8	やはす園	出水市平和町477番地2	0996-63-8023	0996-68-5100
9	あいわの里支援センター	阿久根市脇本9185番地2	0996-75-2400	0996-75-0968
10	デイハウスふたば折多	阿久根市折口1627番地8	0996-75-3339	0996-75-3338
11	デイハウスふたば脇本	阿久根市脇本7176番地1	0996-75-3755	0996-75-2255
12	あいわの里アネックスセンター	阿久根市脇本6923番地1	0996-64-3711	0996-75-3341
13	NPO法人 長島福祉作業所 ぼんぼこ村3丁目	出水郡長島町平尾221番地	0996-88-2888	0996-88-2888

23 地域活動支援センター

創作的活動や生産活動の機会を提供したり、機能訓練や社会適応訓練を実施するなど、さまざまな活動を支援します。

No.	施設名	所在地	電話番号	FAX番号
1	「集(つどい)」【I型】	出水市麓町30番63号	0996-62-7399	0996-63-5911
2	地域活動支援センター東光【II型】	出水市美原町3151番地	0996-63-8561	0996-68-1350
3	あいわの里支援センター【II型】	阿久根市脇本9185番地2	0996-75-2400	0996-75-0968

24 福祉ホーム

住居を求めている障がい者に低額な料金で居室その他の設備を利用させるとともに、日常生活に必要な便宜を供与します。

No.	施設名	所在地	電話番号	FAX番号
1	福祉ホームふたば(ふたば折多内)	阿久根市折口1627番地8	0996-75-3339	0996-75-3338

◎ 障害児通所支援…障がい児や支援の必要な児童に対し、療育等の支援を行います。

25 障害児相談支援事業所

障害児通所支援を利用するにあたり必要となる障害児支援利用計画を作成します。

No.	施設名	所在地	電話番号	FAX番号
1	「集(つどい)」	出水市麓町30番63号	0996-62-7399	0996-63-5911
2	相談支援センター おれんじの家	出水市昭和町55番10号	0996-62-8166	0996-79-3350
3	相談支援センター ほくせい	出水市黄金町443番地2	080-6472-4942 0996-63-8561(北星園)	0996-68-1350(北星園)
4	相談支援事業所 心	出水市緑町24番25号2F	090-8760-0556	0996-68-1232
休	相談支援事業所 やはす	出水市平和町477番地2	0996-68-6660	0996-68-5100
5	あいわの里相談支援センター	出水市高尾野町下高尾野2216番地1 阿久根市脇本6921番地	0996-64-2006 0996-75-2401	0996-82-5711 0996-75-2410
6	障がい者相談支援事業所ふたば	阿久根市折口1627番地5	0996-68-1717	0996-75-3338
7	相談支援センターこじか	阿久根市折口1807番地3	0996-79-3589	0996-79-3590
8	相談支援事業所 虹のかけはし アクネ	阿久根市鶴見町204番地2	080-3736-0740	
9	相談支援事業所 ぼんぼこ	長島町平尾221番地	0996-88-2668	0996-88-2626

26 児童発達支援センター

心身に障がいがある未就学児に、日常生活における基本的な動作の指導や集団生活への適応訓練等を行います。併せて、保育所等訪問支援など施設外での支援も行い、地域の療育支援の中核を担います。

No.	施設名	所在地	電話番号	FAX番号
1	デイ支援センター みんなの力	出水市高尾野町下高尾野2216番地1	0996-64-2006	0996-82-5711
2	あいわの里子ども療育センター	阿久根市脇本6921番地	0996-75-2031	0996-75-3503
3	阿久根市子ども発達支援センターこじか	阿久根市折口1807番地3	0996-79-3589	0996-79-3590

27 児童発達支援事業

心身に障がいがある未就学児に、日常生活における基本的な動作の指導や集団生活への適応訓練等を行います。

No.	施設名	所在地	電話番号	FAX番号
1	児童デイサービス ひだまり	出水市向江町11番27号	0996-63-8047	0996-63-8346
2	レストケア出水デイ・ホスピスセンター 蘭	出水市上知識町806番地	0996-63-1100	0996-63-2345
3	発達支援ルーム ここすてっぴ西出水	出水市大野原町1078番地2	0996-68-6040	0996-62-6800
4	児童発達支援事業所 いちごいち咲	出水市中央町784番地4	0996-68-8895	0996-68-8896
5	チャイルドケア エイトぱれっと	出水市向江町1番45号	0996-68-1408	0996-68-1407
6	チャイルドケア エイトぱれっとぷらす	出水市大野原町308番地	0996-79-3211	0996-79-3214
7	児童発達支援施設 あすなろ	出水市米ノ津町44番32号	0996-68-1157	0996-68-1165
8	児童発達サポート にこ	出水市高尾野町柴引12番地1	0996-79-4305	0996-79-4306
9	きっず・もも Steps	出水市下鯖町2141番地	0996-64-8230	0996-64-8231
10	通所支援サービス事業所 きっずほんぼこ	出水郡長島町平尾224番地1	0996-88-3555	0996-88-2626

28 放課後等デイサービス

心身に障がいがある学齢期の児童に、放課後や夏休み等の居場所を提供し、日常生活における基本的な動作の指導や適応訓練等を行います。

No.	施設名	所在地	電話番号	FAX番号
1	来やん	出水市高尾野町大久保555番地2	0996-82-3678	0996-82-3561
2	デイ支援センター みんなの力	出水市高尾野町下高尾野2216番地1	0996-64-2006	0996-82-5711
3	きっず・もも Jump	出水市下鯖町2141番地	0996-64-8230	0996-64-8231
4	レストケア出水デイ・ホスピスセンター 蘭	出水市上知識町806番地	0996-63-1100	0996-63-2345
5	放課後くらぶ エイト	出水市本町17番20号	0996-79-3177	0996-79-3177
6	放課後くらぶ エイトプラス	出水市大野原町308番地	0996-79-3232	0996-79-3234
7	放課後くらぶ エイトぴーず	出水市昭和町13番25号	0996-68-8155	0996-68-8156
8	発達支援ルーム ここすてっぴ西出水	出水市大野原町1078番地2	0996-68-6040	0996-62-6800
9	放課後キッズインステップたかおの	出水市高尾野町柴引2812番地1	0996-68-8867	0996-68-8868
10	児童発達支援事業所 いちごいち咲	出水市明神町1743番地1	0996-68-8985	0996-68-8986
11	放課後デイサービス え～る	阿久根市赤瀬川920番地3	0996-72-3178	0996-72-3178
12	あいわの里子ども療育センター	阿久根市脇本6921番地	0996-75-2031	0996-75-3178
13	あいわの里アネックスセンター	阿久根市脇本6923番地1	0996-64-3711	0996-75-3341
14	放課後キッズインステップ	阿久根市波留1312番地1	0996-68-8711	0996-68-8712
15	通所支援サービス事業所 きっずほんぼこ	出水郡長島町平尾224番地1	0996-88-3555	0996-88-2626

29 居宅訪問型児童発達支援

居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等を行います。

No.	施設名	所在地	電話番号	FAX番号
1	出水地区には無し			

30 保育所等訪問支援

専門職が障がい児のいる保育所等の施設を訪問し、他の児童との集団生活に溶け込めるように支援を行います。

No.	施設名	所在地	電話番号	FAX番号
1	きっず・もも Support	出水市下鯖町2141番地	0996-64-8230	0996-64-8231
2	あいわの里子ども療育センター	阿久根市脇本6921番地	0996-75-2031	0996-75-3503
3	阿久根市子ども発達支援センターこじか	阿久根市折口1807番地3	0996-79-3589	0996-79-3590

障がいのある人を虐待から守りましょう

平成 24 年 10 月 1 日から「障害者虐待防止法」が施行されました。

障害者虐待防止法（正式には「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」）は、家庭や施設で暮らす障がい者や働く場での障がい者への虐待の防止と保護、また障がい者を支える介護者を支援する法律です。

対象となるのは、身体障がい、知的障がい、精神障がい（発達障がいを含む）のある人やそのほかに心身の障がいや社会的な障壁によって、日常生活や社会生活が困難で援助が必要な人です。

虐待の種類

- ・ 養護者による虐待
- ・ 利用者による虐待
- ・ 障害者福祉施設従事者等による虐待

◆こんなことが虐待にあたります。

身体的虐待	たたく、蹴る、縛りつける、閉じ込める
性的虐待	わいせつなことをしたり、させたりする
心理的虐待	怒鳴る、子ども扱いする、無視する
放棄・放任	食事を与えない、医療・福祉を受けさせない
経済的虐待	年金や賃金を渡さない、勝手に財産を使う

障害者虐待はどここの家庭でも起こりうる問題です。虐待している人に認識がない場合や虐待されている人が認識できないで被害を訴えられない場合があります。

虐待を受けたときや、見たり聞いたりしたときは、下記までお知らせください。

【相談・届出・通報先】

出水市虐待防止センター「集（つどい）」

電話・FAX 68-1114

※ 福祉課でも随時連絡・相談等受け付けています。

その仕事、**障害者就労施設**に発注できませんか？

花 苗

弁当・パン

除草・剪定

清掃作業

野 菜

腐葉土

農作業

軽作業等

障害者就労施設等で働く、障がいのある方の経済面の自立を進めるため、本市では障害者優先調達推進法に基づき、物品等の調達推進方針を策定し、障害者就労施設が受注可能な物品や各種作業等は、当該施設に発注するよう取り組んでいます。

市民の皆さんも、この法律の趣旨を御理解いただき利用促進に御協力をお願いします。
(企業、団体、個人は問いません。)



◎利用先一覧

施設名／電話番号	取り扱い品目等
いずみ園 ☎63-0120	花苗、木工製作品 除草作業、花植込み
紫尾の里 ☎79-3366	室内清掃、農作業 墓守（墓の清掃）
おれんじの家 ☎62-8155	花苗、公園維持管理 除草作業、軽作業
みんなの力 ☎64-2006	腐葉土、除草作業 内職、施設外就労
心のきずな ☎79-3900	野菜、そば、清掃 除草、剪定、農作業
やはす園 ☎62-1501	クリーニング 清掃作業、家守

施設名／電話番号	取り扱い品目等
ゆいわーく ☎62-2248	ゼリー、プリン 除草、剪定、農作業
パン工房 Will ☎62-7010	食パン 菓子パン
まつぼっくり ☎68-1161	弁当、お惣菜 精進料理
ぬくもり園 ☎67-0050	椎茸、プチトマト 除草、剪定、農作業
サンピース ☎82-1289	除草作業、剪定作業 農作業
まる ☎79-4700	除草作業、農作業 施設外就労

※他にも取り扱いがありますので、詳しくは各施設にお問い合わせください。

金額・納期等は、事前にお確かめください。

平成28年4月
スタート

障害者差別解消法

障害を正しく知って、
差別のない社会をつくりましょう

障害者差別解消法って、どんな法律なの？

「障害を理由とする差別」をなくすための法律です。

行政機関や、会社やお店などの民間事業者の、障害がある人に対する「障害を理由とする差別」をなくすための決まりごとを定めた法律です。

すべての人がお互いの人格と個性を尊重し合いながら共生できる社会をつくることを目的としています。

障害のある方が安心して生活できる社会は、障害がない人にとっても暮らしやすい社会ということだね！



障害のある人への「**不当な差別的取扱い**」と「**合理的配慮の不提供**」が禁止されます！

不当な差別的取扱い

正当な理由がないのに、障害を理由としてサービスなどの提供を拒否したり、制限したり、また、障害のない人にはつけないような条件を付けたりすることです。

例えば…こんなことないですか！

- 飲食店に入ろうとしている障害のある人を、車いすを利用していることを理由に断った。
- アパートやマンションを借りようとする人が障害があることを伝えると、そのことを理由に部屋を貸さなかった。

合理的配慮の不提供

障害のある人から何らかの配慮を求める意思の表明があったにもかかわらず、負担になりすぎない範囲で、「社会的障壁」を取り除く配慮をしないことです。

例えば…こんなことないですか！

- 聴覚障害があることを伝えたにもかかわらず、筆談ではなく、音声のみでの説明を続け、内容がわからなかった。
- 会議に出席した際、視覚障害があることを伝えサポートを求めたが、何の対応もなかった。

この法律で守らなければならないことのポイント！

	不当な差別的取扱い	合理的配慮の提供
国の行政機関・地方公共団体など	禁止 不当な差別的取扱いが禁止されます。	法的義務 障害者に対して合理的配慮を行わなければなりません。
民間事業者など 民間事業者には、個人事業者、NPO法人などの非営利事業者も含まれます。	禁止 不当な差別的取扱いが禁止されます。	努力義務 障害者に対して合理的配慮を行うよう努めなければなりません。

障害のある人もない人も共に生きる鹿児島づくり条例

平成 26 年 10 月 1 日からが施行されました。

条例を作った目的は？

障がいをも理由とする差別をなくし、障がいに対する理解を深めることで、障がいのある人が障がいのない人と同じように日常生活を過ごし、社会活動や経済活動、文化活動に参加できる社会づくりを進めることを目的として制定しました。

障がいを理由とする差別は？

- 1 障がいを理由とする不利益な取扱い
- 2 合理的配慮の不提供(通行しにくい通路や障がいのある方への偏見など)

障がいを理由として正当な理由なく行う不利益な取扱いを具体的に定めました。

不利益な取扱いの例としては

福祉サービス

- ・福祉サービスの提供を拒んだり、制限したり、条件を付けること
- ・障がいのある人の意思に反して、福祉施設への入所や福祉サービスの利用を強制すること



医療

- ・医療の提供を拒んだり、制限したり、条件を付けること
- ・障がいのある人の希望しない長期間の入院その他の医療を受けることを強制すること



商品の販売・サービスの提供

- ・商品販売やサービス提供を拒んだり、制限したり、条件を付けること



労働・雇用

- ・応募又は採用を拒んだり、制限したり、条件を付けること
- ・賃金、労働時間、昇進、教育訓練、福利厚生などの労働条件について不利益な取扱いをすること
- ・解雇すること



教育

- ・障がいのある人の年齢及び能力やその特性を踏まえた教育上必要な支援をしないこと
- ・本人・保護者への意見の聴取や必要な説明を行わず、就学先を決定すること



公共的施設

- ・多くの人々が利用する建物、施設又は設備の利用を拒んだり、制限したり、条件を付けること



交通機関

- ・旅客施設や車両等の利用を拒んだり、制限したり、条件を付けること



不動産取引

- ・不動産の売却や賃貸、賃借権の譲渡、賃借物の転貸を拒んだり、制限したり、条件を付けること



情報の提供など

- ・情報の提供を拒んだり、制限したり、条件を付けること
- ・障がいのある人の意思表示を受けることを拒んだり、制限したり、条件を付けること



障がいを理由とする差別を受けたら？

県の相談員、市町村にご相談下さい。助言や話し合いで問題解決を図ります。

相談窓口

鹿児島県保健福祉部障害福祉課

電話 099-286-5110

成年後見制度について

成年後見制度とは？

認知症、知的障がい、精神障がいなどの理由で判断能力が十分ではない方々は、不動産や預貯金などの財産の管理や、介護サービスや施設入所などに関する契約、遺産分割の協議など、様々な場面で自分で行うことが難しい場合があります。

また、自分に不利益な契約などであっても、よく判断ができずに契約してしまい、悪徳商法の被害にあうおそれもあります。

このような判断能力が不十分な方々を保護・支援するため、成年後見制度があります。

成年後見制度にはどのようなものがある？

成年後見制度は、本人の判断能力が不十分になった時のための「任意後見制度」と、本人の判断能力が不十分な方のための「法定後見制度」に分かれます。

法定後見制度では、判断能力の差に応じて、「後見」「保佐」「補助」の3つに分かれており、本人の状況に応じ制度を利用できるようになっています。

法定後見制度においては、家庭裁判所によって選ばれた成年後見人等が、本人の利益を考えながら、本人を代理して契約などの法律行為を行ったり、本人が自分で法律行為をする場合に同意を与えたり、本人が同意を得ないで行った不利益な法律行為を後から取り消したりすることによって、本人の保護と支援を行います。

法定後見制度の概要

区 分		本人の判断能力	援 助 者	
法 定 後 見	補 助	不十分	補助人	監督人を選任することがあります。
	保 佐	著しく不十分	保佐人	
	後 見	判断能力がない・欠けている	成年後見人	
任意後見制度		本人に十分な判断能力があるうちに、判断能力が低下した場合にあらかじめ本人自らが選んだ人（任意後見人）に、代わりにしてもらいたいことを契約（任意後見契約）で決めておく制度です。手続等は、公証役場で行います。		

手続きの流れ

申立て

本人の住所地を管轄する家庭裁判所に申立てをします。
申立てをすることができる方は、本人、配偶者、4親等内の親族等です。
その他、市区町村長が申立てをできる場合があります。
申立てに必要な書類、費用は次のとおりです。

- 申立書
- 診断書（成年後見用）
- 申立手数料（1件につき800円分の収入印紙）
- 登記嘱託手数料（2,600円分の収入印紙）
- 郵便切手
- 本人の戸籍謄本 など ※詳しくは家庭裁判所へ

調査等

裁判所から事情をおたずねすることがあります。
（本人の判断能力について鑑定を行うことがあります。
その場合、別途鑑定料がかかります。）

審判

後見等の開始の審判をすると同時に成年後見人等を選任します。
後見人には、本人の親族以外にも、法律・福祉の専門家その他の第三者
等が選ばれる場合があります。

後見等事務及び報告

成年後見人等は、選任後速やかに本人の財産や生活状況等を確認し、財産目録や収支予定表を作成して家庭裁判所へ提出します。
本人に対し、成年後見人等としての仕事を適切に行っていきます。
1年に1回は、家庭裁判所へ事務の状況を報告します。

その他

申立てから法定後見の開始までの期間は、多くの場合4か月以内です。
成年後見等は、家庭裁判所に報酬付与の申し立てを行った場合には、家庭裁判所の定めた報酬を、本人の財産から受け取ることができます。

制度や手続き・費用等の詳細については

法定後見制度・・・家庭裁判所
任意後見制度・・・公証役場 にお尋ねください。

ヘルプマーク・ヘルプカードについて

配慮を必要としている方のための
「ヘルプマーク」の普及に取り組んでいます。



義足や人工関節を使用している方、内部障害や難病の方、または、妊娠初期の方など、援助や配慮を必要としていることが外見からは分からない方がいます。そうした方々が、周囲の方に配慮を必要としていることを知らせることで、援助が得やすくなるよう、「ヘルプマーク」、「ヘルプカード」を作成し、普及に取り組んでいます。

電車・バスの中で、席をお譲りください。
外見では健康に見えても、疲れやすかったり、つり革につかまり続けるなどの同じ姿勢を保つことが困難な方がいます。また、外見からは分からないため、優先席に座っていると不審な目で見られ、ストレスを受けることがあります。

駅や商業施設等で、声をかけるなどの配慮をお願いします。
交通機関の事故等、突発的な出来事に対して臨機応変に対応することが困難な方や、立ち上がる、歩く、階段の昇降などの動作が困難な方がいます。

災害時は、安全に避難するための支援をお願いします。
視覚障害者や聴覚障害者等の状況把握が難しい方、肢体不自由者等の自力での迅速な避難が困難な方がいます。

あなたの支援が必要です「ヘルプカード」

「ヘルプカード」は、障害などで困っている人が周りに助けを求めするためのカードです。

カードに配慮してほしいことや手伝ってほしいことを記入しておき、いざというときに提示することで「支援が必要な人」と「支援ができる人」をつなげます。

「ヘルプカード」には、裏面に手助けしてほしいことが書かれています。

あなたのできる範囲での手助けをお願いします。

(おもて)

(うら)

ヘルプマーク・ヘルプカードは、出水市役所福祉課及び各支所総合市民課窓口で配布を行っています。配布は無料です。